

CHIBA BANK 2007

ディスクロージャー誌 2007年3月期 別冊
自己資本の充実の状況に係る説明資料

目次

平成19年3月期自己資本比率の概要	1
バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示事項	2
Ⅰ. 定性的な開示事項	
1. 連結の範囲に関する事項	2
2. 自己資本調達手段の概要	3
3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	4
4. 信用リスクに関する事項	7
5. 信用リスク削減手法に関する事項	16
6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	17
7. 証券化エクスポージャーに関する事項	17
8. マーケット・リスクに関する事項	19
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	20
10. 銀行勘定における株式等エクスポージャーに関する事項	21
11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	22
Ⅱ. 定量的な開示事項(連結)	
1. 連結の範囲に関する事項	23
2. 自己資本の構成に関する事項	23
3. 自己資本の充実度に関する事項	24
4. 信用リスクに関する事項	25
5. 信用リスク削減手法に関する事項	34
6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	35
7. 証券化エクスポージャーに関する事項	35
8. 銀行勘定における株式等エクスポージャーに関する事項	38
9. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	38
10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	38
Ⅲ. 定量的な開示事項(単体)	
1. 自己資本の構成に関する事項	39
2. 自己資本の充実度に関する事項	40
3. 信用リスクに関する事項	41
4. 信用リスク削減手法に関する事項	51
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	52
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	53
7. 銀行勘定における株式等エクスポージャーに関する事項	55
8. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	56
9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	56

本誌は、銀行法第21条に基づく開示事項のうち、自己資本の充実の状況に係る事項(バーゼルⅡ第3の柱・平成19年金融庁告示第15号)について記載しています。なお、本誌における「自己資本比率告示」とは、平成18年金融庁告示第19号を指しています。諸計数は原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。なお、定量的な開示事項については、一部の事項を除き、平成19年3月期(バーゼルⅡ適用初年度)の1期分を記載しています。

- 銀行の自己資本の充実度を示す基本的な指標であります連結自己資本比率は、前年同期比0.43ポイント上昇し11.63%となりました。単体自己資本比率につきましては、前年同期比0.37ポイント上昇し11.20%となりました。いずれも国際統一基準である8%を十分に上回っております。なお、自己資本比率につきましては、今期より、新たな自己資本比率規制であるバーゼルⅡ基準（信用リスクは基礎的内部格付手法、オペレーショナル・リスクは粗利益配分手法）により算出しております。
- 自己資本の基本的項目（Tier I）を基準とした連結Tier I 比率は9.68%、単体Tier I 比率は9.29%となりました。
- 以上より、当行の自己資本は量・質の両面において問題のない水準を確保しております。

連結

(単位：億円)

	平成19年3月末	平成18年9月末比		平成18年9月末	平成18年3月末
		平成18年9月末比	平成18年3月末比		
(1)自己資本比率	11.63%	0.67%	0.43%	10.95%	11.19%
うちTier I 比率	9.68%	1.17%	1.32%	8.51%	8.36%
(2) Tier I	5,031	—	—	4,957	4,723
(3) Tier II	1,234	—	—	1,450	1,621
(4) 控除項目	223	—	—	26	20
(5) 自己資本(2)+(3)-(4)	6,041	—	—	6,381	6,324
(6) リスク・アセット	51,950	—	—	58,249	56,496

※平成19年3月末はバーゼルⅡ基準により算出しております(従来の基準で算出した連結自己資本比率11.11%)。なお、平成18年3月末及び平成18年9月末は従来の基準により算出しております。

単体

(単位：億円)

	平成19年3月末	平成18年9月末比		平成18年9月末	平成18年3月末
		平成18年9月末比	平成18年3月末比		
(1)自己資本比率	11.20%	0.62%	0.37%	10.57%	10.83%
うちTier I 比率	9.29%	1.11%	1.23%	8.17%	8.05%
(2) Tier I	4,747	—	—	4,727	4,514
(3) Tier II	1,175	—	—	1,391	1,560
(4) 控除項目	199	—	—	6	6
(5) 自己資本(2)+(3)-(4)	5,723	—	—	6,113	6,068
(6) リスク・アセット	51,076	—	—	57,807	56,019

※平成19年3月末はバーゼルⅡ基準により算出しております(従来の基準で算出した単体自己資本比率10.67%)。なお、平成18年3月末及び平成18年9月末は従来の基準により算出しております。

I. 定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 自己資本比率告示第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「連結グループ」という)に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点
相違点はありません。

(2) 連結グループのうち連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
連結子会社は11社です。主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容は、次のとおりであります。

主要な連結子会社の名称	主要な業務の内容
ちばざん保証株式会社	信用保証業務、集金代行業務
ちばざんジェーシーピーカード株式会社	クレジットカード、信用保証業務
ちばざんディーシーカード株式会社	クレジットカード、信用保証業務
ちばざんリース株式会社	リース業務
中央証券株式会社	証券業務

(3) 自己資本比率告示第9条により比例連結の方法を適用している金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
該当ありません。

(4) 自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社(金融子会社(保険会社等を除く)であって連結の範囲に含まれないもの、金融業務を営む会社を子法人等としている場合における当該子法人等であって連結の範囲に含まれないもの、保険子法人等)の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社は8社です。
主要な会社の名称及び主要な業務の内容は、次のとおりであります。

主要な会社の名称	主要な業務の内容
ちばざんコンピューターサービス株式会社	ソフトウェア等の開発販売業務、計算受託業務

(5) 銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社(銀行の子会社対象会社のうち従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社)のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社(銀行の子会社対象会社のうち新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社)であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
該当ありません。

(6) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
制限等はありません。

2. 自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段は、普通株式及び期限付劣後債務であります。なお、期限付劣後債務は、自己資本比率告示第18条第1項第5号(連結は自己資本比率告示第6条第1項第5号)に掲げる契約時における償還期間が5年を超える期限付劣後債務であります。

自己資本調達手段の概要

当行の自己資本調達手段	概要
普通株式(895百万株)	完全議決権株式及び単元未満株式
期限付劣後債務	ステップ・アップ金利特約付
劣後特約付借入金(43,000百万円)	当初期間10年~15年(期日一括返済)
劣後特約付社債(20,000百万円)	ただし、5年目以降等に、金融庁の承認を条件に期限前返済が可能

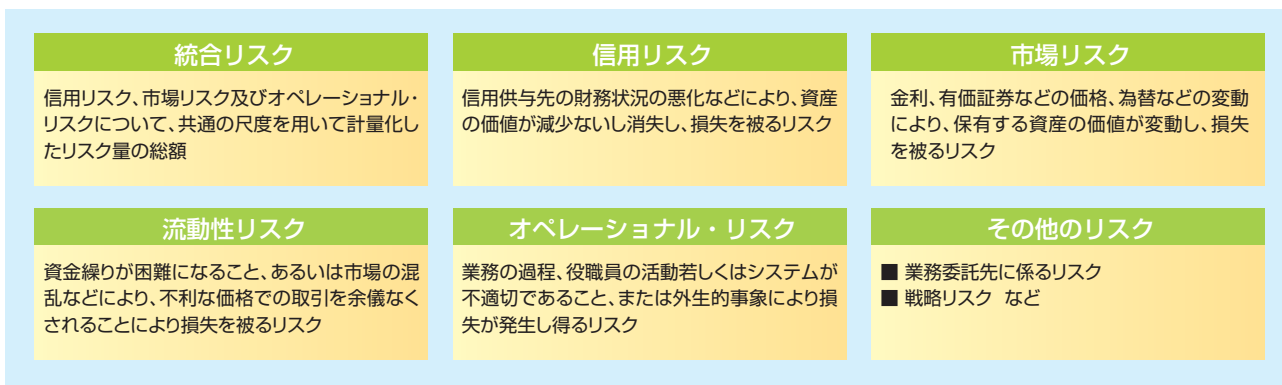
3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

(1) リスク管理の基本方針

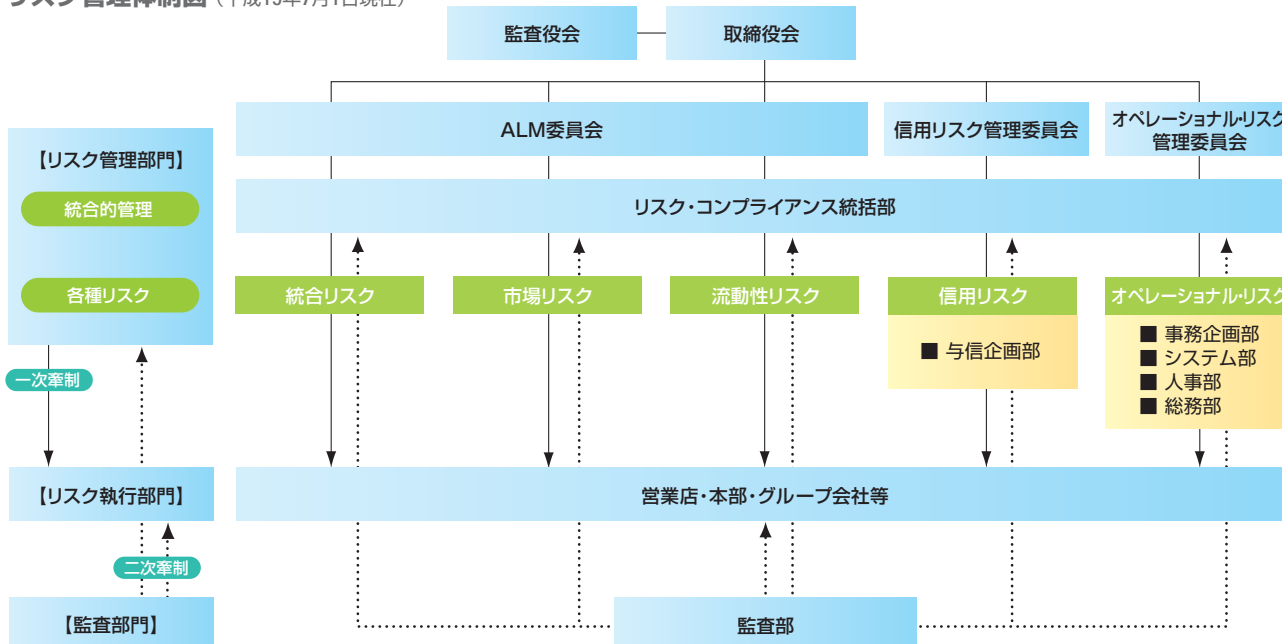
当行及び当行グループ各社は、リスク管理を重要な経営課題と位置付け、リスクの状況についての把握・分析・報告体制を確立し、適正なリスク管理を実施しています。また、さまざまなリスクを可能な限り統一的な尺度で統合的に管理していくことを基本とし、そのなかでも、信用リスク、市場リ

スク、オペレーショナル・リスク及びそれらを合算した統合リスクについては、リスクの計量化を進めています。また、流動性リスクについては、不測の事態に備えた手元資金の最低保有額や市場性資金調達の限度額などの計数管理を進めています。

管理の対象となるリスク



リスク管理体制図 (平成19年7月1日現在)



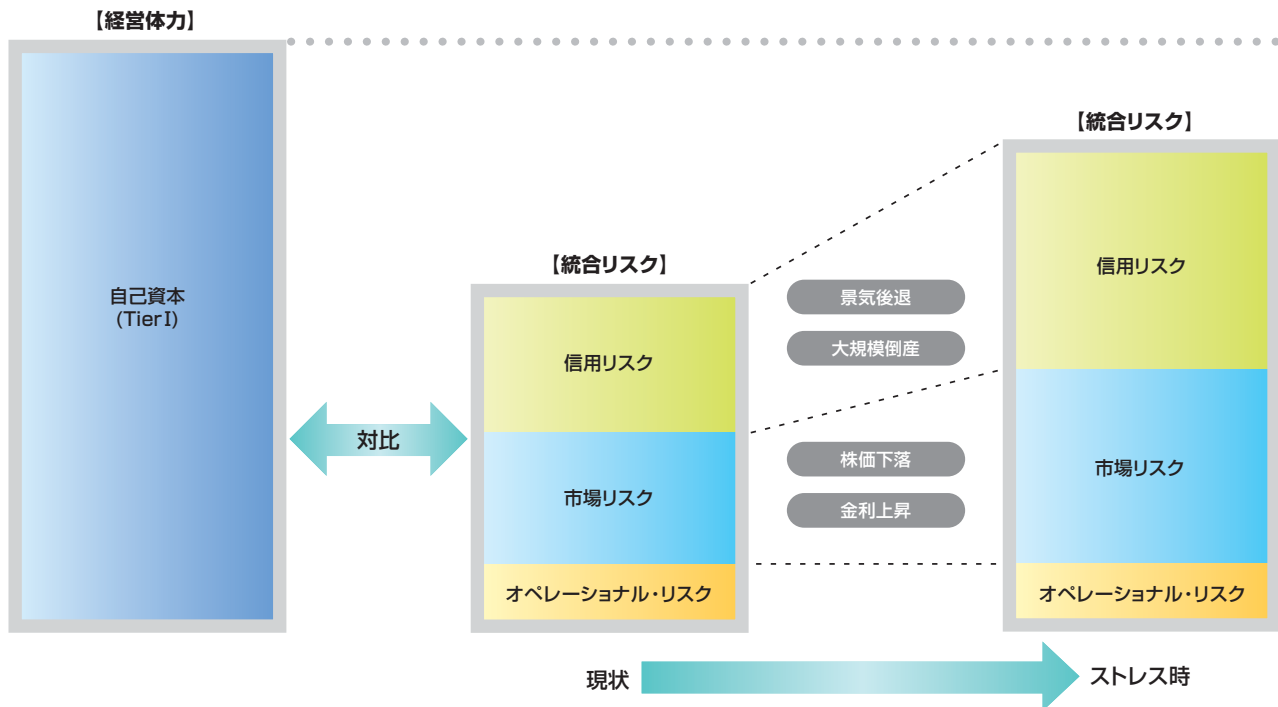
(2) 統合リスク管理

当行は、「リスク・コンプライアンス統括部」がすべてのリスクを統合的に管理するとともに、計量化した統合リスクと当行の経営体力である自己資本(Tier I)との比較を行い、リスクに対する自己資本の充実度を検証し、その結果を四半期毎に取締役会に報告しています。

また、自己資本の充実度の評価を補完する手段として、ストレス・テストを実施しています。ストレス・テストとは、景気後退

期に企業環境が悪化したり土地価格が下落するなどという一定のストレス・シナリオを想定し、当該シナリオに基づくリスク量の増加を予想したうえで、ストレス時の自己資本の充実状況を検証することです。このような検証の結果、自己資本に比べてリスクをとりすぎている場合、あるいはその可能性が高まってきた場合には、リスク量のモニタリングを強化するとともに、リスク削減策の実施などについて協議しています。

統合リスク管理の概要



バーゼルⅡ基準の自己資本比率の管理

「自己資本比率」は、銀行が抱える予想外の損失発生リスクに対して、損失吸収バッファーである自己資本の備えをどの程度持っているかという自己資本の充実度をあらわす指標です。

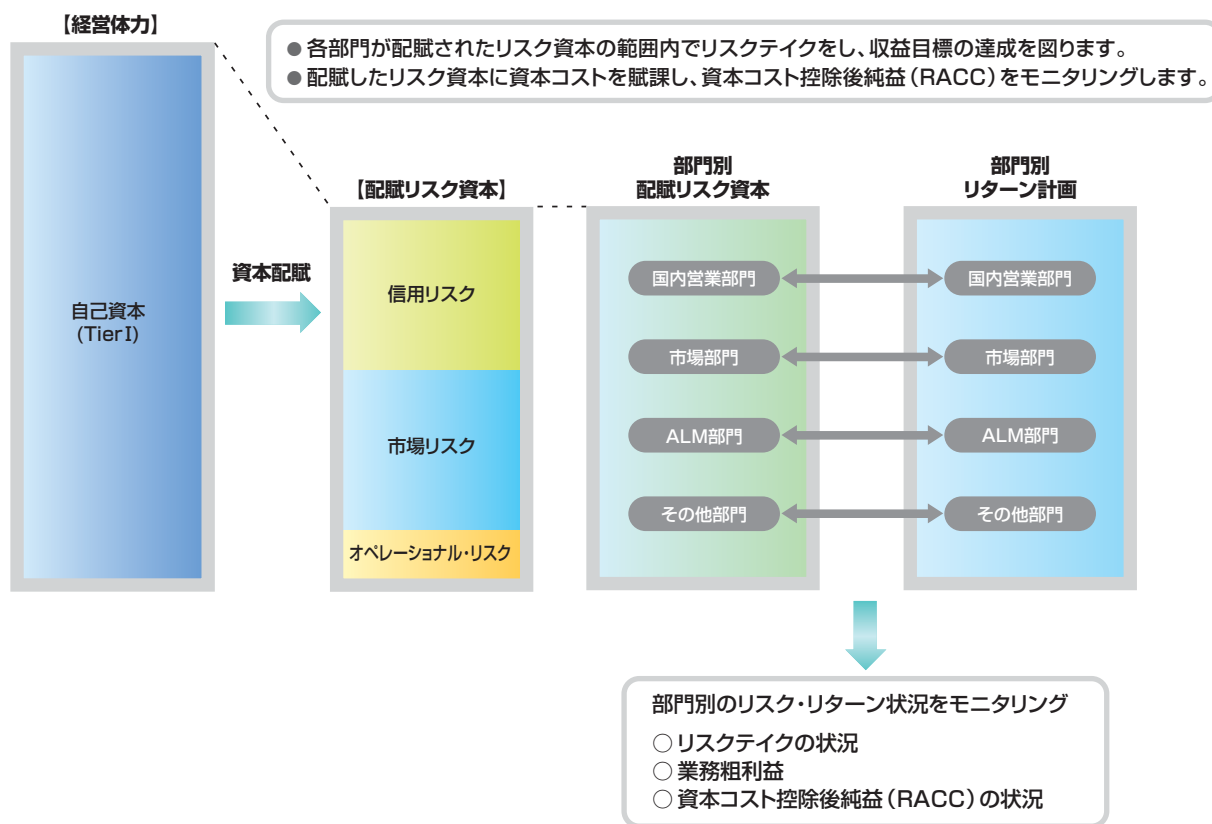
当行では、一定のストレス時においても、8%以上の自己資本比率を維持し、銀行財務の健全性を維持できるよう、自己資本比率のストレス・テストを四半期毎に実施し、自己資本比率の充実状況についてもあわせて検証しています。

(3) リスク資本配賦制度

当行では、統合リスク管理の具体的な枠組みとして、リスク資本配賦制度を導入しています。リスク資本配賦制度とは、経営体力である自己資本(Tier I)の範囲内で国内営業部門・市場部門といった部門別にリスク資本(許容リスク量)をあらかじめ配賦し、健全性の確保を図ったうえで、各部門が収益性の向上や効率的な資本の活用などリスク・リターンを意識した業務運営を行う仕組みの事です。リスク資本の配賦に当たっては、新規業務に係るリスクテイク、あるいは市場環

境が急変するなどのストレス事象に対する余力として、自己資本(Tier I)の一部を留保したうえで配賦しています。また、各部門の収益性については、業務粗利益での評価に加え、業務粗利益から、経費、信用コスト及び配賦したリスク資本に対する資本コストを控除した資本コスト控除後純益(RACC: ラック、Return After Capital Costの略で当行独自の呼称)による評価を行っています。

リスク資本配賦制度の概要



4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

A. 基本方針

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいい、銀行業務のリスクの多くを占めています。

当行及び当行グループ各社は、経営の健全性の維持に資することを目的として、信用リスクに関する厳正な管理体制を構築するとともに、信用リスクの計量化を進めています。

B. リスクを認識し、評価・計測し、報告するための態勢

当行では、「内部格付制度」を中心に、厳正な信用リスク管理体制を構築し、個別与信管理と与信ポートフォリオ管理を行っています。また、資産の自己査定では、適正な償却・引当を実施するとともに、格付と連動した格付・自己査定システムを導入し、信用リスク管理の高度化を図っています。

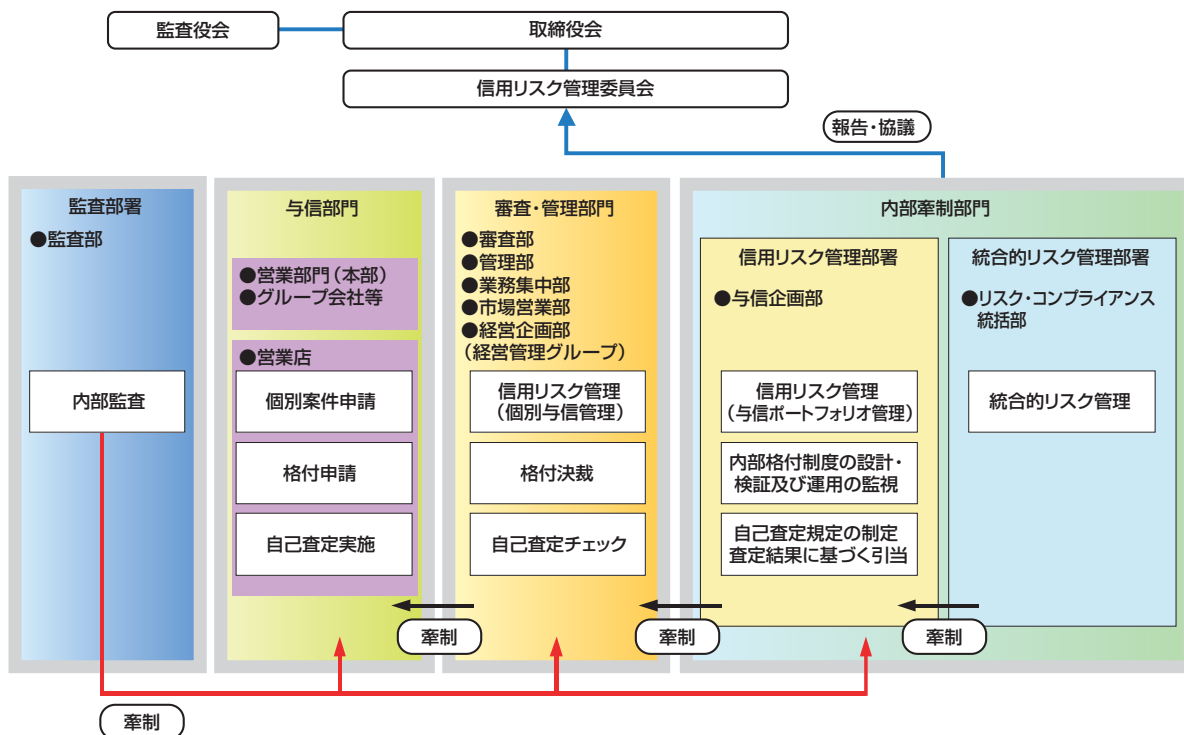
(a) 信用リスク管理体制

当行では、従来から信用リスクに係る各部門が独立性を確保しています。具体的には、審査・管理部門が、与信部門（営業店及び営業部門）における個別案件の信用リスクを管理し、審査・管理部門及び与信部門から組織・業務が独立した「与信企画部」が、信用リスク管理部署として信用リスク全体を統括管理します。「リスク・コンプライアンス統括部」は、統合的リスク管理部署として信用リスクを含めたすべてのリスクを統合的に管理し、さらに「監査部」は、監査部署として信用リスク管理に係る各部門の業務を監査します。

また、頭取を委員長とする「信用リスク管理委員会」では、「与信企画部」からの報告を受け、信用リスク管理方針の検討、内部格付制度の運用状況及び与信ポートフォリオのモニタリングなどを行い、貸出資産の健全性確保に努めています。

なお、「与信企画部」は、当行グループ全体の信用リスクを一元的に管理し、信用リスク管理体制の強化・充実に取り組んでいます。

信用リスク管理体制図



(b) 個別与信管理

個別案件の審査は、与信の基本原則(安全性・収益性・流動性・成長性・公共性)のもと、営業店及び「審査部審査指導グループ」を中心に、審査基準に従った厳正な審査を行っています。また、「審査部再生支援グループ」では要注意先などの健全化支援を行い、「管理部」では破綻先などの整理回収活動を行っています。こうした事前の審査及び事後の管理をとおして優良な貸出資産の積み上げを図っています。

(c) 与信ポートフォリオ管理

与信ポートフォリオ管理とは、個別与信が特定の国や特定の業種に集中することなどにより、一時に大きな損失を被るリスクを管理していくものです。「与信企画部」では、国別・業種別・格付別などのさまざまな角度から信用リスクの状況を把握しています。

与信ポートフォリオ管理においては、信用リスクの計量化^{※1}に取り組んでいます。当行では、内部管理上、モンテカルロ・シミュレーション法^{※2}を用いて、VaR(想定最大損失額)の計測を行っています(保有期間1年、信頼水準99%)。また、デフォルト・データやデフォルト先からの貸出金回収データなどの蓄積・整備を進めることで、計量化をより精緻化・高度化し、与信ポートフォリオの健全性向上に努めています。さらに、計量結果を各種システムに取り込むことで、信用リスクを反映した貸出金

利のプライシングに活用するなど、従来以上に適正な金利水準の確保、リスク管理の精緻化を目指しています。

※1「信用リスクの計量化」とは、信用供与先の倒産や経営状況の悪化などにより発生が見込まれる将来の損失額(リスク量)を統計的手法により予測することです。

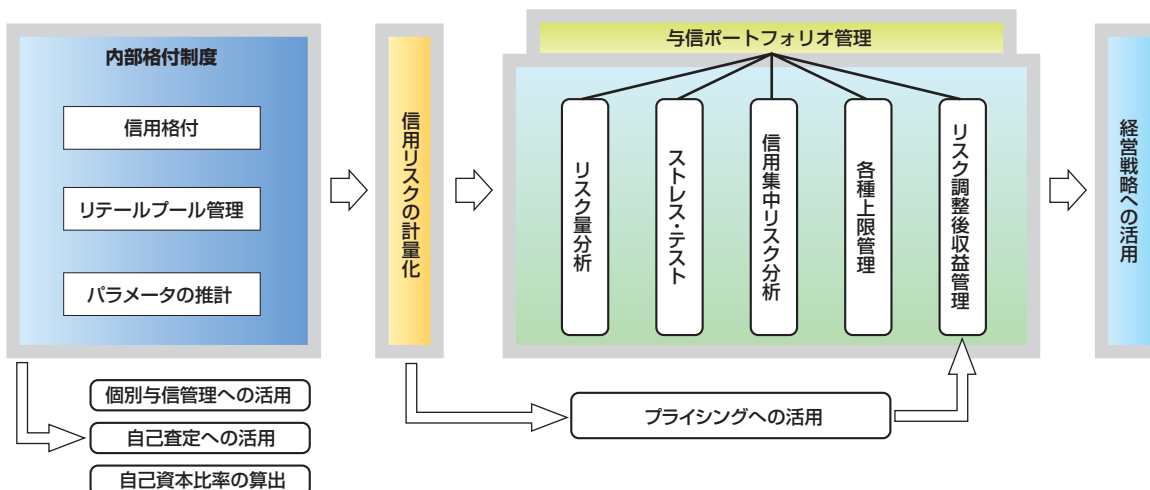
※2「モンテカルロ・シミュレーション法」とは、ランダムな損失発生シミュレーションを数万回繰り返すことによって、ポートフォリオのVaR(想定最大損失額)を推計する方法です。

(d) 資産の自己査定

自己査定とは、金融機関が自らの資産について個々に検討・分析し、資産価値の毀損や回収の危険性の程度に従って分類・区分することであり、銀行法に基づく「早期是正措置制度」により金融機関に義務付けられています。「早期是正措置制度」とは、金融機関の自己資本比率の状況に応じて行政措置が発動されるもので、正確な自己資本比率算出のためには、適正な償却・引当を行い資産内容の実態をできる限り客観的に反映した財務諸表を作成することが前提になります。

当行では、営業店での資産の自己査定を「資産自己査定規定」に基づいて実施し、その内容を審査・管理部門がチェック、その後「監査部資産監査グループ」が自己査定結果やプロセスの正確性について、監査を実施しています。また、この結果に基づいて、「与信企画部」が引当額の算定を行い、「管理部」が償却を実施し、その後「監査部資産監査グループ」が監査

与信ポートフォリオ管理の概要



を実施しています。このようなプロセスを通じて当行は資産の健全性を堅持しています。

当行では、平成17年4月に格付・自己査定システムを導入し、業務の効率化や精度の向上に加え、与信先の信用状況に変化が生じた場合の早期発見など、信用リスク管理の高度化を図っています。

C. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、計上しています。

(a) 一般貸倒引当金

正常先及び要注意先債権は過去の貸倒実績率に基づき算定した予想損失額を一般貸倒引当金として計上しています。また、要管理先債権(要注意先のうち貸出条件を緩和している先などの債権)のうち大口先に対しては、DCF法*により計上しています。

※「DCF法」とは、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権について、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価格との差額を貸倒引当金とする方法であります。

(b) 個別貸倒引当金

破綻先債権及び実質破綻先債権は担保などで保全されていない債権額の全額、破綻懸念先債権は原則として過去の貸倒実績率に基づき算定した予想損失額を個別貸倒引当金として計上しています。また、破綻懸念先債権のうち大口先に対しては、DCF法により計上しています。なお、連結貸借対照

表及び貸借対照表においては、破綻先債権及び実質破綻先債権について担保などで保全されていない債権額(個別貸倒引当金に相当する額)を取立不能見込額として債権額から直接減額しています(部分直接償却)。

D. 基礎的內部格付手法を適用除外又は段階的に適用するエクスポージャーの性質及び基礎的內部格付手法に移行させるための計画

当行では、自己資本比率算出上の信用リスクの算出に当たり、基礎的內部格付手法を使用していますが、一部の資産及び連結子会社については、標準的手法を適用しています。

(a) 基礎的內部格付手法の適用を除外する資産・連結子会社

当行では、信用リスク・アセット全体に占める割合が僅少であることや信用供与を主要業務としていないことなどの基準を設け、総合的に判断したうえで、一部の資産及び連結子会社については、基礎的內部格付手法の適用を除外しています。当行の資産では、仮払金(貸出関連及び有価証券に係るものを除く)や敷金・保証金などが該当し、連結子会社では、ちばぎん保証株式会社、ちばぎんリース株式会社を除く連結子会社9社が該当します。また、これらについては、適用除外の基準を満たしているかどうかを定期的に確認することとしています。なお、株式等エクスポージャー及び信用リスク・アセットのみなし計算を適用するエクスポージャーについては、連結子会社においても、平成19年3月末から基礎的內部格付手法を適用しています。

貸倒引当金の計上基準の概要

引当金の種類	債務者区分		計上基準
一般貸倒引当金	正常先		今後1年間に見込まれる予想損失額を計上
	要注意先		
	要管理先	一般先	今後3年間に見込まれる予想損失額を計上
		大口先	DCF法に基づく予想損失額を計上
個別貸倒引当金	破綻懸念先		今後3年間に見込まれる予想損失額を計上
			今後3年間に見込まれる予想損失額を計上
	実質破綻先		未保全債権額の全額を予想損失額として計上
	破綻先		

(b) 基礎的内部格付手法を段階的に適用する資産・連結子会社

当行では、一部の資産及び連結子会社について、基礎的内部格付手法を段階的に適用します。当行の資産では、クレジットカード業務に係る資産を段階的適用とし、連結子会社では、ちばぎん保証株式会社及びちばぎんリース株式会社の2社を段階的適用とします。これらについては、与信関連の資産・連結子会社であります。パーゼルⅡに適合した内部格付体制を構築中であるため、段階的適用としたものです。いずれも自己資本比率への影響は限定的ですが、これらについても、下表のとおり、平成22年3月末までに基礎的内部格付手法への移行を行うべく、体制整備を進めています。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称・エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

標準的手法が適用されるポートフォリオについて、法人等向けエクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に当たっては、適格格付機関等を使用しておらず、100%のリスク・ウェイトを適用しています(法人等向けエクスポージャーの特例を適用)。

(3) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ

A. 使用する内部格付手法の種類

自己資本比率算出上の信用リスクの算出には、「基礎的内部格付手法」を使用しています。

B. 内部格付制度の概要

当行の内部格付制度は、「信用格付」、「リテールプール管理」及び「パラメータの推計」から成り立っています。また、定期的に内部格付制度の運用監視・管理及び検証を行っています。

(a) 信用格付

「信用格付」は、信用供与先に係る信用力を評価する「債務者格付」と、与信取引に係るデフォルト発生時の損失可能性を評価する「案件格付」から成り立っています。

「債務者格付」は、当行の与信に係るすべての取引先を対象とし、取引の種類及び与信額に応じて「事業法人等」または「リテール」のいずれかに区分し、それぞれについて「事業法人格付」または「リテール格付」を付与します。また、「債務者格付」は、自己査定における債務者区分と整合するものとなっています。

「案件格付」は、消費者ローンを除く貸出金を対象とし、保全の状況及び種類などに応じて与信取引単位でデフォルト時損失率(LGD)^{※2}を算定します。

内部格付手法実施計画

	平成19年3月末	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末
連結グループ				基礎的内部格付手法
当行				基礎的内部格付手法
クレジットカード業務に係る資産		標準的手法		基礎的内部格付手法
一部の資産			標準的手法	
ちばぎん保証株式会社		標準的手法		基礎的内部格付手法
ちばぎんリース株式会社			標準的手法	基礎的内部格付手法
その他の連結子会社				標準的手法

(b) リテールプール管理

「リテールプール管理」とは、「リテール」に区分される先の全債権及び「事業法人等」に区分される先の消費者ローンについて、リスク特性が均質な塊（「リテールプール」）ごとに管理することです。

「リテールプール」は、債権の種類により、事業性資金、住宅ローン、カードローン、その他のローンの4つに大きく分かれています。

(c) パラメータの推計

「パラメータの推計」とは、デフォルト率（PD）^{※1}、デフォルト時損失率（LGD）^{※2}、及びデフォルト時与信残高（EAD）^{※3}の推

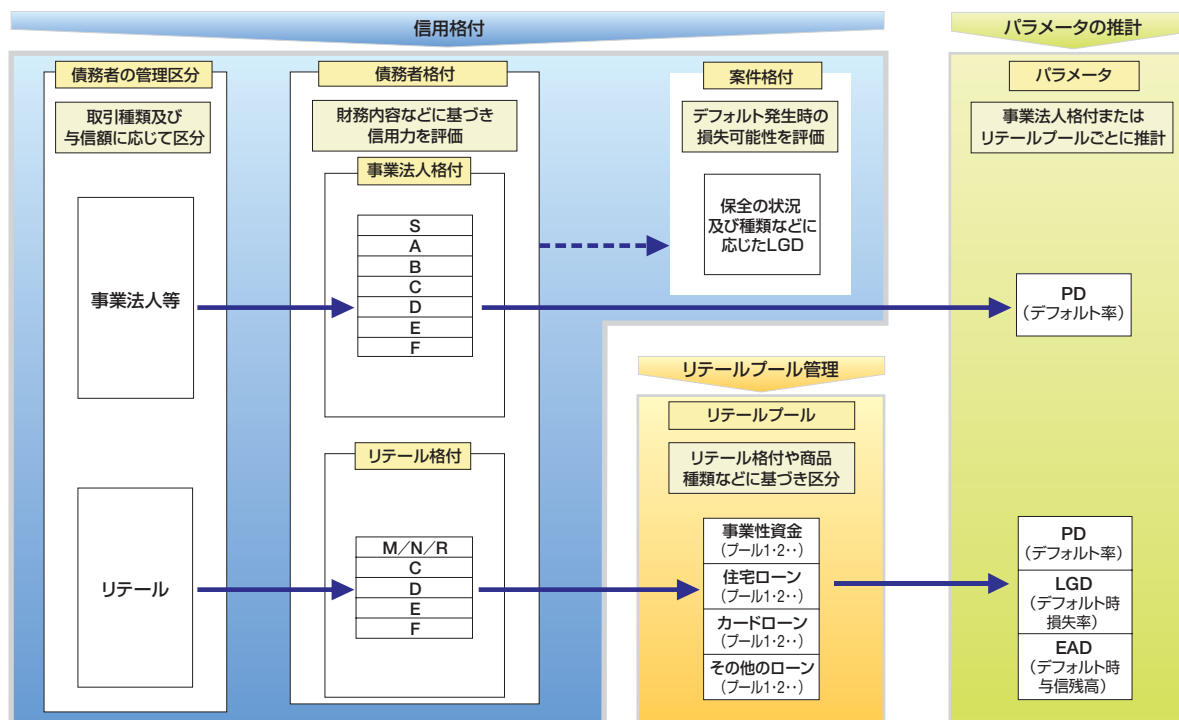
計を行うことです。当行では、これらの各種推計値を使用して自己資本比率算出上の信用リスクを算出しているほか、リスク資本配賦制度における内部管理上の信用リスクの算出にもこれらの各種推計値を利用しています。

※1「デフォルト率（PD：Probability of Default）」とは、信用供与先などが1年間にデフォルトする確率であります。また、「デフォルト」とは、信用供与先などの債務者格付がC6、D、E及びFに下方遷移することであり、「債務者格付と債務者区分、デフォルトの対応関係」をご参照下さい。

※2「デフォルト時損失率（LGD：Loss Given Default）」とは、デフォルトが発生した場合に想定される当該債権が被る損失の比率であります。

※3「デフォルト時与信残高（EAD：Exposure at Default）」とは、デフォルトが発生した場合に想定される与信残高であります（与信枠が設定されている場合、枠空きに対して追加引出が行われる可能性も考慮します）。

内部格付制度の概要



※案件格付は、リテールに区分される事業性の貸出金も対象となります。

※事業法人等におけるLGD・EADは、当局設定値に基づき算出しています。

債務者格付と債務者区分、デフォルトの対応関係

債務者格付(事業法人格付)			債務者区分 (自己査定)	デフォルト区分	
格付区分	信用度	定義			
S	1(高)	債務履行の確実性が最も高く、安定している先	正常先		
A1	2	債務履行の確実性が極めて高く、安定している先			
A2	3	債務履行の確実性が高く、安定している先			
B1	4	債務履行の確実性は十分だが、大きな環境変化により低下する可能性を含んでいる先			
B2	5	債務履行の確実性は十分だが、大きな環境変化により低下する可能性がある先			
B3	6	債務履行の確実性は十分だが、環境変化により低下する可能性が高い先			
C1	7	債務履行の確実性は現状問題ないが、近い将来低下する懸念がある先			
C2	8	業況、財務内容に問題があり、今後の管理に注意を要する先	要注意先	非デフォルト	
C3	9				延滞がない、もしくは延滞1ヵ月未満の実質債務超過でない先
C4	10				延滞がない、もしくは延滞1ヵ月未満の実質債務超過先
					次のいずれかに該当し、かつ実質債務超過でない先 <ul style="list-style-type: none"> 1ヵ月以上3ヵ月未満の延滞が発生している先 経営再建または支援目的の条件変更を行っているが、当該条件変更債権が「貸出条件緩和債権」に該当しない先
C5	11				次のいずれかに該当し、かつ実質債務超過先 <ul style="list-style-type: none"> 1ヵ月以上3ヵ月未満の延滞が発生している先 経営再建または支援目的の条件変更を行っているが、当該条件変更債権が「貸出条件緩和債権」に該当しない先
C6	12				次のいずれかに該当する先 <ul style="list-style-type: none"> 3ヵ月以上の延滞が発生している先 「貸出条件緩和債権」に該当する条件変更を行っている先
D	13	現状、経営破綻の状況にはないが経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先	破綻懸念先	デフォルト	
E	14	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり再建の見通しが不明な状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている先	実質破綻先		
F	15(低)	法的・形式的な経営破綻の事实在発生している先	破綻先		

※債務者格付のうちリテール格付については、与信額や法人・個人の別などにより、「M」、「N」、「R」を付与しています。

(d) 内部格付制度の運用監視・管理及び検証手続

当行では、内部格付制度を債務者及び個別与信における信用リスク管理上有効なものとするため、内部格付制度の運用監視・管理及び検証を行っています。

ア. 運用監視・管理

「与信企画部」は、営業店及び所管部署が行う「債務者格付」の実施及び運用状況を毎月監視しています。具体的な監視項目としては、「事業法人等」と「リテール」の管理区分判定の正確性、格付判定プロセスの適切性、臨時格付の実施状況、格付協議期限及び決裁期限の遵守状況などがあり、必要と認められる場合は修正を指示し、教育・指導を行います。

また、運用監視の結果を四半期毎に「信用リスク管理委員会」に報告しています。

「リテールプール管理」については、対象先に対しての「リテールプール」への割当てを四半期毎に行い、割当て結果を「信用リスク管理委員会」に報告しています。

「パラメータの推計」については、「信用リスク管理委員会」での協議を経て、半期毎に推計値の見直しを行っています。

イ. 検証

「与信企画部」は、内部格付制度についてさまざまな角度から検証しています。具体的には、「債務者格付」については、格付の分布状況及びPDの妥当性、判別力の妥当性及び外部モデ

ルとの比較、モデルの説明変数の有効性、格付の遷移状況などについて、業種別・与信規模別の観点から検証しています。

「リテールプール管理」については、リテールプール区分の妥当性(集中度合いや順序性、シェアの大幅な変動の有無など)及びデフォルトの判別力などについて検証しています。

「パラメータの推計」については、内部データに基づくPDのバックテスト(推計値と実績値との乖離度合いの検証)などを行っています。

これらの検証については、1年に1回以上行い、「信用リスク管理委員会」に報告しています。

C. ポートフォリオ毎の格付付与手続の概要

当行では、個々の与信と与信先や取引の属性に応じて、以下のポートフォリオに区分したうえで「債務者格付(事業法人格付・リテール格付)」の付与、及び「リテールプール」への割当てを行っています。また、「事業法人格付」や「リテールプール」の区分毎に、PDなどの推計を行っています。

(a) 事業法人格付の付与及びリテールプールへの割当て手続

ア. 事業法人向けエクスポージャー

(中堅中小企業向けエクスポージャーを含む)

当該債務者に対しては、担当部店が事業法人格付判定基準に基づき起案し、所管部署が決裁する手続により、「事業法人格付」を付与しています。格付の判定では、法人に

ついては財務スコアと定性スコアからなるスコアリング評価、個人事業主については債務償還年数による評価に加え、格付区分別の判定事象(実態面や延滞などの事象)、外部格付情報を総合的に勘案しています。なお、外部格付の勘案に当たっては、「事業法人格付」の区分毎のデフォルト率と格付機関が公表する格付区分毎のデフォルト率の整合性や格付機関毎の対応関係について、基準を設定しています。

イ. ソブリン向けエクスポージャー

格付の判定では、スコアリング評価の代わりに財政指標による評価を勘案しています。

ウ. 金融機関等向けエクスポージャー

格付の判定では、スコアリング評価の代わりに財務状況などによる評価を勘案しています。

エ. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー

格付付与手続は、事業法人向けエクスポージャーと同様です。

オ. 特定貸付債権

格付の判定では、延滞・条件変更の状況やコベナンツ^{※1}違反の有無、DSCR^{※2}、LTV^{※3}、事業リスクやファイナンススキームの評価などを勘案しています。

※1「コベナンツ」とは、契約期間中、借入人が遵守すると確約した条項であります。

※2「DSCR(Debt Service Coverage Ratio)」とは、年間キャッシュ・フローが年間元利金支払額の何倍かを示す指標であります。

※3「LTV(Loan to Value)」とは、対象資産の価格に対する借入残高の割合を示す指標であります。

ポートフォリオ	与信先・取引の属性	内部格付制度
ア. 事業法人向けエクスポージャー (中堅中小企業向けエクスポージャーを含む)	与信残高が50百万円以上の事業者(個人事業主を含む)に対する貸出金や債券など	事業法人格付制度
イ. ソブリン向けエクスポージャー	中央政府、中央銀行、地方公共団体などに対する貸出金や債券など	
ウ. 金融機関等向けエクスポージャー	金融機関などに対する貸出金、コールローン、預け金、債券など	
エ. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー	平成16年10月1日以降に取得した与信残高が50百万円以上の政策投資株式	
オ. 特定貸付債権	非遡及形態の与信(償還財源が一定の責任財産に限定される与信)のうち、PFIなどで利用されるSPC(特別目的会社)に対する貸出金など	
カ. 居住用不動産向けエクスポージャー	住宅ローンなど	リテールプール 管理制度
キ. 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	一定金額未満の無担保カードローンなど	
ク. その他リテール向けエクスポージャー(消費性)	上記のカ及びキを除く消費者ローンなど	
ケ. その他リテール向けエクスポージャー(事業性)	与信残高が50百万円未満の事業法人に対する貸出金など	

※ポートフォリオのうち、適格購入事業法人等向けエクスポージャーについては、取扱がありません。

※内部格付制度のうち、「案件格付制度(与信取引単位でのLGDの算定)」については、消費者ローンを除く貸出金を対象として、システムにより日次で自動的に算定しています。

カ. 居住用不動産向けエクスポージャー

当該債務者に対しては、簡易な判定基準に基づき、システムの自動判定により「リテール格付」を付与した後、「与信企画部」が「リテールプール」への割当てを行います。「リテールプール」への割当てでは、「リテール格付」のほか、延滞の有無、借入日からの経過年数、LTVなどを勘案しています。

キ. 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

「リテールプール」への割当てでは、「リテール格付」のほか、

延滞の有無、使用率（極度額に対する貸出残高の割合を示す指標）、商品種類などを勘案しています。

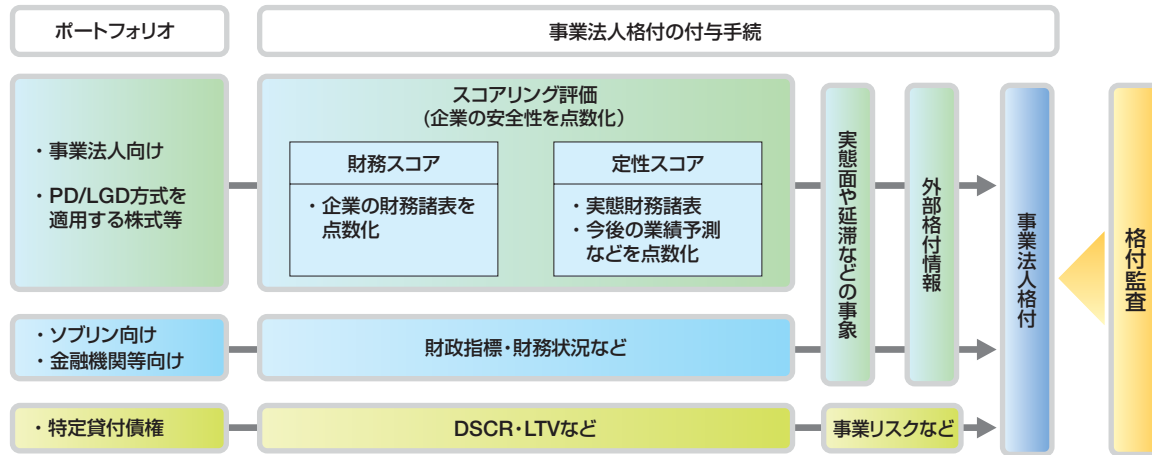
ク. その他リテール向けエクスポージャー（消費性）

「リテールプール」への割当てでは、「リテール格付」のほか、延滞の有無、商品種類などを勘案しています。

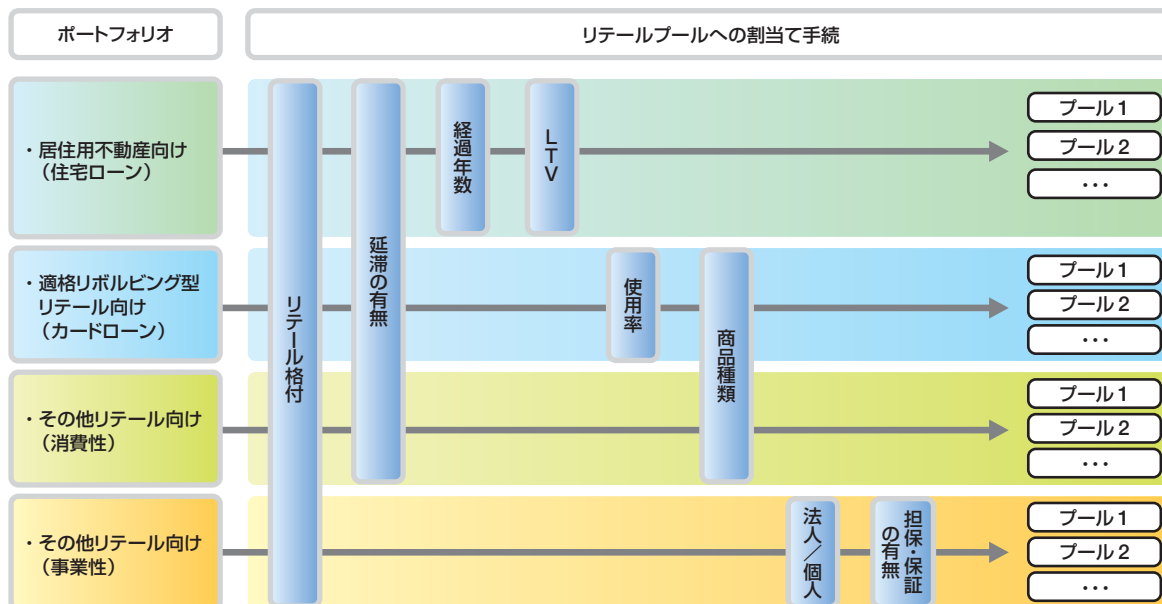
ケ. その他リテール向けエクスポージャー（事業性）

「リテールプール」への割当てでは、「リテール格付」のほか、法人・個人の別、担保・保証の有無などを勘案しています。

事業法人格付の付与手順の概要



リテールプールへの割当て手順の概要

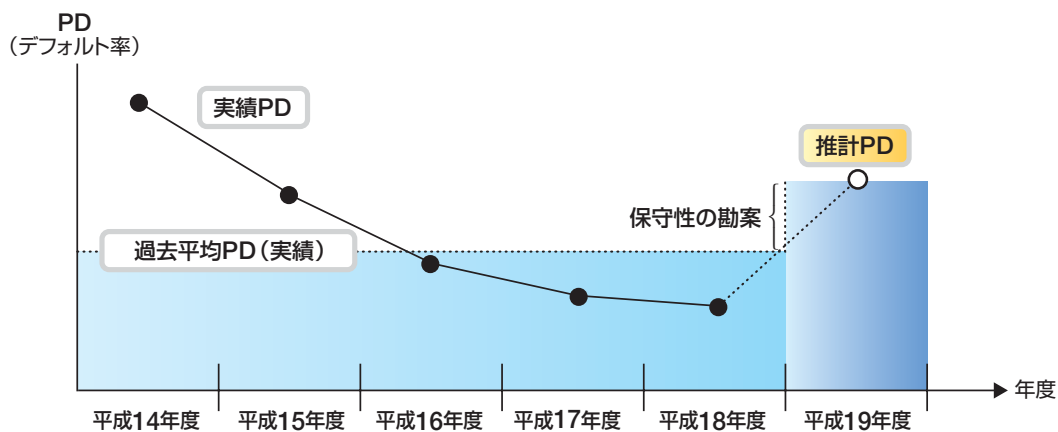


(b) PDなどの推計手続

「事業法人格付」を付与するポートフォリオのうち、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー及びPD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、「事業法人格付」の区分毎にPDの推計を行っています。また、「リテールプール」への割当てを行うポートフォリオについては、「リテールプール」の区分毎にPD、LGD及びEADの推計を行っています。

PDの推計に際しては、過去の内部デフォルト・データに基づく事業年度毎のPDの実績値をもとに過去平均PDの実績値を算出し、さらに保守性を勘案した数値を上乗せして推計値を算出しています。LGD及びEADの推計に際しても、同様に保守性を勘案しています。

PDの推計手続の概要



5. 信用リスク削減手法に関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

A. 基本方針

信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するための措置で、担保や保証などをいいます。当行では、物的担保を担保、人的担保を保証とし、貸出に際しては原則として確実な担保または保証を徴して行う一方、必要以上に担保・保証に依存した貸出を行ったり、過度に担保を取得したりしないよう留意しています。また、自己資本比率算出上の信用リスクの算出に際しては、これらの信用リスク削減手法の効果を適正に勘案しています。

B. 貸出金と自行預金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等

貸出金と預金相殺が可能な契約下にある自行預金の相殺については、債権保全(回収)の一手段としています。信用リスクの算出に際しては、対象となる預金を定期預金、積立定期預金、外貨定期預金としたうえで、事業法人向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャーなどについて、信用リスク削減手法の効果を勘案しています。

C. 派生商品取引及びレボ形式の取引について法的に有効な相対ネットリング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等

派生商品取引及びレボ形式の取引について法的に有効な相対ネットリング契約においては、信用リスク削減手法の効果を勘案していません。

D. 担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要

担保の取得に際しては、担保物件に応じて登記、確定日付の付与を受けるなどの手続を経るとともに、取得した担保については、行内で定められた時期・方法により実査あるいは点検を実施し、債権保全に支障のないよう管理しています。また、担保の評価は画一的な取扱いをさげ、担保物件の種類・状態、貸出先の信用状況などに応じて慎重かつ適切に行っています。

E. 主要な担保の種類

主要な担保は、現金・自行預金(総合口座担保預金を含みます)、上場株式等、商業手形、不動産(土地・建物)であります。これらの担保は、信用リスクの算出でも、適格金融資産担保(現金・自行預金・上場株式等)、適格資産担保(商業手形、不動産(土地・建物))として、信用リスク削減手法の効果を勘案しています。なお、自己資本比率告示で定める適格資産担保のうち、適格その他資産担保(船舶、航空機、ゴルフ会員権担保など)については、信用リスク削減手法の効果を勘案していません。

F. 保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度

主要な保証人は、信用度の高い国、地方公共団体、政府関係機関、信用保証協会などです。信用リスクの算出では、これらに加えて、一定の信用力を有する法人による保証についても、信用リスク削減手法の効果を勘案しています。なお、クレジット・デリバティブについては、取扱っていません。

G. 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報

当行において信用リスク削減手法の効果が大きいのは、保証と適格資産担保によるものです。保証においては、信用保証協会による保証の占める割合が大きく、信用保証協会に信用リスクが集中していますので、同協会による保証効果が消滅した場合を想定したストレス・テストを行っています。また、適格資産担保においては、不動産による担保の占める割合が大きく、地価の下落という市場価値の変動リスクにさらされていますので、地価下落を想定したストレス・テストを行っています。このようなストレス・テストにより、当行の主要な信用リスク削減手法の効果に一定のストレスがかかった場合でも、自己資本の充実度に大きな影響がないことを定期的に検証しており、特段の懸念はないものと認識しています。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

A. 基本方針

当行では、対顧客向けの派生商品取引においては、当行所定の「デリバティブ商品等の取組ガイドライン」に基づき、商品に対する取引先の理解力・管理能力の水準を把握し、かつ、取引先の信用力を考慮したうえで、販売可能な商品を選定する体制をとっています。

派生商品取引のリスクについては、他の市場性取引と合算して管理しており、信用リスク及び市場リスクのリスク管理の対象としています。

B. リスク資本及び与信限度枠の割当て方法に関する方針

派生商品取引の与信限度枠については、取引先の信用力と取引ニーズなどを勘案のうえ、取引先毎に設定しています。また、特定の取引先に与信が集中して一時に多額の損失を被るリスクを抑制するために「格付別与信上限管理制度」に基づき、貸出金など他の与信取引と合算して総与信額を把握し、格付別の与信上限額に収まるように管理しています。

なお、対金融機関向けの派生商品取引については、「クレ

ジットライン設定基準」に基づき、金融機関毎に与信上限額を設定しています。

C. 担保による保全及び引当金の算定に関する方針

取引先の状況などを個別に勘案のうえ、必要に応じて担保などにより保全を図る体制となっています。また、取引先の債務者区分が破綻懸念先以下に区分された場合、帳簿価格(再構築コストあるいはオプションプレミアム)から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、債務者区分別の引当率を乗じ、個別貸倒引当金を算定しています。

D. 自行の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度

対金融機関向けの派生商品取引では、必要に応じて相手方である金融機関とCSA契約(クレジット・サポート・アネックス契約)を結び、相手金融機関の信用リスクの削減に努めています。一方、当行の信用力が悪化した場合には、同契約により、当行が担保を追加提供する義務が発生しますが、影響度は限定的であります。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

A. 基本方針

当行では、自行債権の証券化(オリジネーターとしての証券化取引)について、目的と効果を明確にしたうえで、個別に実施しています。また、証券化商品などへの投資(投資家としての証券化取引)については、他の市場性取引と合算して管理しており、信用リスク及び市場リスクのリスク管理の対象としています。

B. リスクを認識し、評価・計測し、報告するための態勢

(a) オリジネーターとしての証券化取引

組成を計画する部署は、関連部署と事前に協議を行い、対象となるリスクを特定・認識し、リスク移転の程度などを検討したうえで、経営に付議し、証券化を実施しています。証券化取引の実績としては、中小企業向け貸出債権の証券化として、「千葉県版CLO」を3回実施しています。また、「与信企画部」は「千葉県版CLO」の組成後、同証券化取引に係る信用リスクの算出を行っています。

(b) 投資家としての証券化取引

証券化商品などへの投資の際には、所管部署が、裏付資産、オリジネーター、外部格付などを確認し、審査を行っています。

「与信企画部」は、信用リスクの統括管理を行うとともに、証券化商品などを含めた信用リスクの状況を四半期毎に「リスク・コンプライアンス統括部」及び「信用リスク管理委員会」に報告しています。また、「リスク・コンプライアンス統括部」は、市場リスクの統括管理を行うとともに、証券化商品などを含めた市場リスクの状況を四半期毎に「ALM委員会」に報告しています。

C. 証券化取引についての方針

(a) オリジネーターとしての証券化取引

証券化取引の実施に当たっては、目的に応じて個別に方針を決定しています。「千葉県版CLO」では、千葉県信用保証協会の保証のもと、地元中小企業に無担保かつ第三者保証人不要で貸出を行うとともに、当該貸出債権を証券化して個人投資家や機関投資家の運用ニーズにも対応しています。

(b) 投資家としての証券化取引

当行では、投資適格以上の証券化商品について、リスク・リターン観点から投資妙味があると判断した場合に投資を行います。

D. 証券化取引における役割及び関与の度合い

オリジネーターとしての証券化取引

当行は、「千葉県版CLO」において、以下の役割を担っています。

- 証券化対象となる貸出債権の組成・譲渡を行うオリジネーター
- 原債務者からの元利金の回収及び譲渡先である信託銀行への引き渡しを行うサービサー
- 証券化商品として発行されるABCPの信用補完の提供者（第1回「千葉県版CLO」）及び流動性等の提供者
- 投資家（第3回「千葉県版CLO」では劣後受益権を保有）

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

外部格付（推定格付を含む）が付与されている場合は、「外部格付準拠方式」としています。また、無格付の証券化エクスポージャーのうち、原資産のエクスポージャーに対する所要自己資本の額を計算できる場合は、「指定関数方式」としています。

(3) 証券化取引に関する会計方針（オリジネーターとしての証券化取引）

A. 会計上の認識方法

金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しています。

B. 資産の売却時点

証券化取引は、信託受益権の売却時に資産の売却として処理しています。「千葉県版CLO」では、貸出と同時に当該債権を信託銀行に譲渡し、保有した信託受益権を外部に譲渡しています。

C. 留保持分評価の前提等

証券化取引により、当行は、一部、信託受益権を保有していますが、当該信託受益権の評価は、簿価を譲渡部分及び残存部分それぞれの時価により按分し、残存部分に配分された金額を留保持分の帳簿価額としています。

(4) 証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

「外部格付準拠方式」により信用リスク・アセットの額を算出する場合、以下の4社の格付機関が付与した格付を使用します。

- 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）

8. マーケット・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

A. 基本方針

金利、有価証券などの価格、為替などの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクを市場リスクといいます。そのうち、特に自己資本比率の算出に係るトレーディング取引(短期的な金利・価格変動などをとらえ収益確保を目指す取引)や為替取引に係る市場リスクをマーケット・リスクといいます。

当行及び当行グループ各社は、経営の健全性の維持に資することを目的として、市場リスクに関する厳正な管理体制を構築するとともに、市場リスクの計量化を進めています。また、マーケット・リスクを市場リスクに内包するものとしてリスク管理を行っています。

B. リスクを認識し、評価・計測し、報告するための態勢

当行では、マーケット・リスクを含む市場リスクについてALM管理体制を導入しています。頭取を委員長とする「ALM委員会」を定期的で開催し、金利リスク、為替リスク及び価格変動リスクなどについて、きめ細かい対応策を協議・決定し、市場リスク全体のリスク管理を行っています。

具体的には、リスク資本配賦制度の一環として、部門毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場性取引や預貸金といった商品毎の市場リスク量:VaR(想定最大損失額)に対し、上限ガイドラインやアラームポイントを設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場性取引については、VaRによる管理に加え、残高による運用上限枠なども設定しており、四半期毎に投資方針を見直すことでリスクのコントロールを行っています。なお、マーケット・リスクについても、VaRによるリスク資本配賦を実施しているほか、取引限度額の設定やロスカットルールの厳正な運用により、リスクを限定し、大きな損失の発生を未然に防いでいます。

市場部門の組織については、取引執行部署(フロントオフィス:「市場営業部」、海外店)と業務管理部署(バックオフィス:「市場業務部」)を分離し、さらにリスク管理部署(ミドルオフィス:「リスク・コンプライアンス統括部」)を設置することで、相互に牽制する体制をとっています。

(2) マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

自己資本比率算出上のマーケット・リスク相当額の算出には、「標準的方式」を使用しています。

(3) 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

当行では、取引や商品の特性に応じて適切に時価を算定する基準を制定しています。時価の算定に際しては市場で取引されている価格(市場価格)を基本とし、市場価格がない場合は当該基準に定められた合理的な方法(類似の金融商品の市場価格を調整する方法、将来キャッシュ・フローの割引現在価値を算定する方法、一般的に広く普及している計算モデルを使用する方法など)により算定しています。

(4) 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスト及びストレステストの説明

「内部モデル方式」は、使用していません。

(5) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

マーケット・リスクについては、内部管理上、分散・共分散法[※]を用いて、VaR(想定最大損失額)の計測を行っています(保有期間10日、観測期間1年、信頼水準99%)。また、価格の著しい下落などを想定したストレステストを定期的実施し、マーケット・リスクに対する自己資本の充実状況を検証しています。

[※]「分散・共分散法」とは、確率変数の変動の大きさ(分散)、2つの確率変数の共変動の大きさ(共分散)に基づき、ポートフォリオのVaR(想定最大損失額)を推計する方法であります。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

A. 基本方針

オペレーショナル・リスクとは、当行及び当行グループ各社の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的事象により損失が発生し得るリスクのことをいいます。

当行及び当行グループ各社は、経営の健全性の維持に資することを目的として、オペレーショナル・リスクに関する厳格な管理体制を構築するとともに、オペレーショナル・リスクの計量化を進めています。

B. リスクを認識し、評価・計測し、報告するための態勢

当行では、オペレーショナル・リスクを、事務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに分類のうえ、各リスク所管部署（事務リスク：「事務企画部」、システムリスク：「システム部」、人的リスク：「人事部」、有形資産リスク：「総務部」）を定めるとともに、リスク統括部署である「リスク・コンプライアンス統括部」の統括管理のもとに連携してリスク管理を行っています。

なお、風評リスクについては、「リスク・コンプライアンス統括部」が直接管理し、また、各リスクに含まれる法務リスク及び

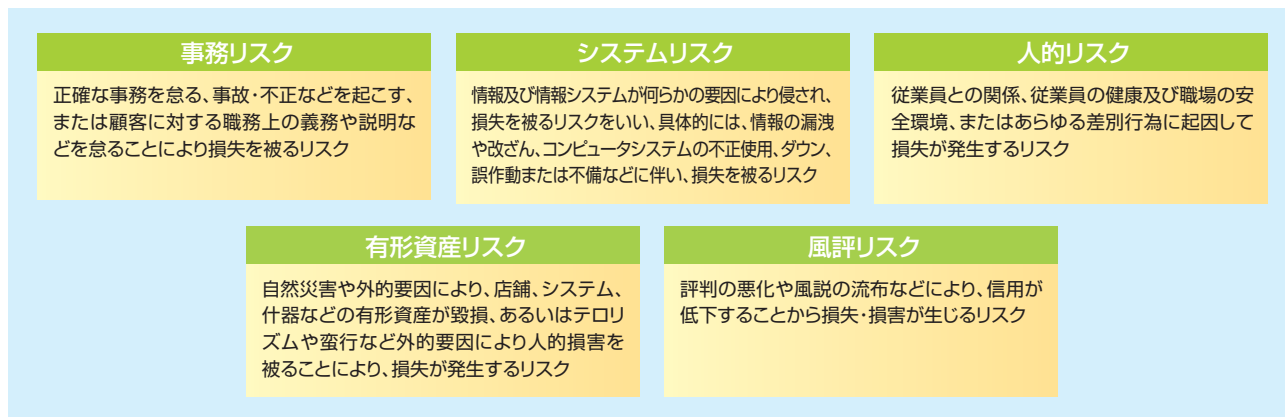
コンプライアンスに係るリスクについては、各リスク所管部署と「リスク・コンプライアンス統括部」が共同管理します。

また、頭取を委員長とした「オペレーショナル・リスク管理委員会」を設置し、経営の直接関与のもと、オペレーショナル・リスク損失事象などに関する報告を受け管理方針を策定し(Plan)、管理規定類を整備し(Do)、また評価・改善(Check&Action)していくという、「PDCAサイクル」により、問題点の改善・是正を行う管理体制を構築しています。この一連の「PDCAサイクル」による管理の実効性確保のため、当行では、リスクの内容を特定・評価・把握・管理し、かつ削減するための方策を策定して実施するというCSA(Control Self Assessment)を導入しています。CSAによる管理とは、当行で生じたオペレーショナル・リスク損失事象への対応だけでなく、他行や他業態で発生した損失事象をもとに作成したシナリオに対し、当行の管理体制で十分かどうかを評価し、必要に応じて対策を打つことで、未然にリスク顕在化を防止するというものです。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

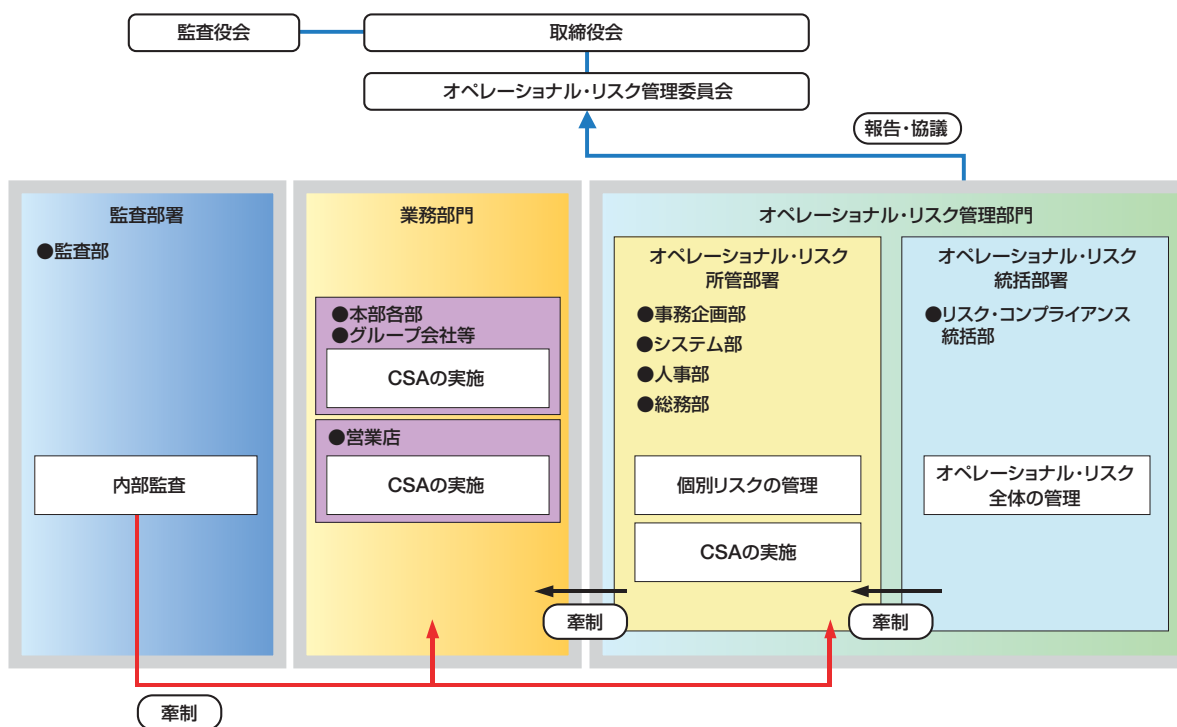
自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出には、「粗利益配分手法」を使用しています。

管理の対象となるオペレーショナル・リスク



※法務リスク及びコンプライアンスに係るリスクについては各リスクにそれぞれ含まれ、各リスク所管部署と「リスク・コンプライアンス統括部」が共同管理します。

オペレーショナル・リスク管理体制図



10. 銀行勘定における株式等エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

A. 基本方針

当行では、銀行勘定における株式等エクスポージャーについて、他の市場性取引と合算して管理しており、信用リスク及び市場リスクのリスク管理の対象としています。また、投資目的に応じて、政策投資と純投資に区分し、審査・管理体制を構築しています。

B. リスクを認識し、評価・計測し、報告するための態勢

株式等への投資の際には、政策投資と純投資の区分毎に、所管部署が審査を行っています。すべての株式等について自己査定を行うとともに、与信残高が50百万円以上の政策投資については、貸出金と同様に「事業法人格付」を付与しています。また、特定の取引先に与信が集中して一時に多額の損失を被るリスクを抑制するために、「格付別与信上限管理制度」

に基づき、貸出金など他の与信取引と合算して総与信額を把握し、格付別の与信上限額に収まるように管理しています。

「与信企画部」は、信用リスクの統括管理を行うとともに、株式等を含めた信用リスクの状況を四半期毎に「リスク・コンプライアンス統括部」及び「信用リスク管理委員会」に報告しています。また、「リスク・コンプライアンス統括部」は、VaRによるリスク量の算出やモニタリングを通じて市場リスクの統括管理を行うとともに、株式等を含めた市場リスクの状況を四半期毎に「ALM委員会」に報告しています。

C. その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分毎のリスク管理の方針

子会社株式及び関連会社株式については、すべて時価のない株式であり、時価のない其他有価証券と同様に信用リ

スクの管理の対象としています。なお、自己査定に際しては、子会社の実質価額が下落している場合、当行の再建意思などを総合的に勘案して分類することとしています。

D. 銀行勘定における株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価

のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法または償却原価法により行っています。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。なお、金銭の信託において信託財産を構成している有価証券についても同じ方法により評価しています。

11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

A. 基本方針

銀行勘定における金利リスクとは、マーケット・リスクの管理で対象とされているトレーディング取引以外のすべての金利感応資産・負債、オフ・バランス取引に係る金利リスクをいいます。

当行では、銀行勘定における金利リスクを市場リスクに内包するものとしてリスク管理を行っています。

B. リスクを認識し、評価・計測し、報告するための態勢

当行では、内部管理上、金利リスクをVaR（想定最大損失額）などにより管理しており、預貸金や債券の金利リスクのVaRに上限ガイドラインやアラームポイントを設定しています。

「リスク・コンプライアンス統括部」は、VaRなどによるリスク量の算出やモニタリングを通じて金利リスクの統括管理を行うとともに、金利リスクを含めた市場リスクの状況を四半期毎に「ALM委員会」に報告しています。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要（金利リスク管理のための主な前提（期限前返済及びコア預金の取扱いに関する仮定等）、リスク計測の頻度等）

銀行勘定における金利リスクについては、内部管理上、分散・共分散法を用いて、VaR（想定最大損失額）の計測を月次で行っています。このほか、別途、預貸金や有価証券などの商品区分毎に金利感応度^{*1}若しくは金利ラダー^{*2}を用いて評価するなど、多面的なリスク管理に努めています。なお、銀行勘定における金利リスクの算定に際して、期限前返済及びコア預金^{*3}の取扱いは考慮していません。

※1 「金利感応度」とは、金利変動に対する経済価値（現在価値）の変化の度合いであります。

※2 「金利ラダー」とは、保有する資産負債を金利更改期日を基準に一定の期間帯毎に振り分けた表であります。

※3 「コア預金」とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく、長期間、金融機関に滞留する預金であります。

アウトライヤー基準による銀行勘定における金利リスクの管理

アウトライヤー基準とは、金融庁による早期警戒制度の「安定性改善措置」におけるモニタリング項目をなすもので、標準的金利ショックによって計算される経済価値の低下が自己資本（基本的項目及び補完的項目の合計額）の20%を超えることによって判定されます。

当行では、上下200BPの平行移動による金利ショックを標準的金利ショックとし、コア預金の取扱いを考慮したうえでアウトライヤー基準による銀行勘定における金利リスクを算定しています。

II. 定量的な開示事項（連結）

1. 連結の範囲に関する事項

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

2. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

		平成18年3月末	平成19年3月末	
基本的項目 (Tier I)	資本金	145,069	145,069	
	うち非累積的永久優先株	—	—	
	新株式申込証拠金	—	—	
	資本剰余金	122,223	123,399	
	利益剰余金	197,657	247,412	
	自己株式(△)	2,048	1,026	
	自己株式申込証拠金	—	—	
	社外流出予定額(△)	—	5,216	
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—	
	為替換算調整勘定	6	3	
	新株予約権	—	—	
	連結子法人等の少数株主持分	9,444	11,827	
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
	営業権相当額(△)	—	—	
	のれん相当額(△)	—	—	
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	
	連結調整勘定相当額(△)	—	—	
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—	
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	18,351	
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	—	—	
繰延税金資産の控除金額(△)	—	—		
計	(A)	472,352	503,118	
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^(※1)	—	—	
補完的項目 (Tier II)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を 控除した額の45%	43,677	44,292	
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	10,416	10,413	
	一般貸倒引当金	41,011	5,743	
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—	
	負債性資本調達手段等	67,000	63,000	
	うち永久劣後債務 ^(※2)	—	—	
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^(※3)	67,000	63,000	
	計		162,105	123,449
	うち自己資本への算入額	(B)	162,105	123,449
準補完的項目 (Tier III)	短期劣後債務	—	—	
	うち自己資本への算入額	(C)	—	—
控除項目	控除項目 ^(※4)	(D)	2,010	22,375
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D)	632,447	604,192	

※1. 自己資本比率告示第5条第2項(旧告示第4条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

※2. 自己資本比率告示第6条第1項第4号(旧告示第5条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

※3. 自己資本比率告示第6条第1項第5号及び第6号(旧告示第5条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

※4. 自己資本比率告示第8条第1項第1号から第6号(旧告示第7条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第7条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

3. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 所要自己資本の額

(単位: 百万円)

		平成18年3月末	平成19年3月末
信用リスクに対する所要自己資本の額((E)(F)を除く)	(A)	—	468,707
標準的手法が適用されるポートフォリオ	(B)	—	10,553
銀行資産のうち内部格付手法の適用除外資産		—	1,715
銀行資産のうち内部格付手法の段階的適用資産		—	379
連結子会社資産のうち内部格付手法の適用除外資産		—	3,901
連結子会社資産のうち内部格付手法の段階的適用資産		—	4,555
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	(C)	—	456,587
うち事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く)		—	318,799
うちソブリン向けエクスポージャー		—	7,681
うち金融機関等向けエクスポージャー		—	8,582
うち居住用不動産向けエクスポージャー		—	80,070
うち適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー		—	4,935
うちその他リテール向けエクスポージャー		—	22,544
証券化エクスポージャー	(D)	—	1,566
内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	(E)	—	25,353
うちマーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー		—	1,296
簡易手法が適用される株式等エクスポージャー		—	1,296
内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー		—	—
うちPD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー		—	3,869
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	(F)	—	41,406
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額	(G)	—	4,824
標準的方式		—	4,824
金利リスク		—	4,775
株式リスク		—	—
外国為替リスク		—	48
コモディティ・リスク		—	—
オプション取引		—	—
内部モデル方式		—	—
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	(H)	—	24,163
基礎的手法		—	—
粗利益配分手法		—	24,163
先進的計測手法		—	—
合 計((A)+(E)+(F)+(G)+(H))		—	564,455

※1. 標準的手法が適用されるポートフォリオ(上記のうち(B))については、次の式に基づく所要自己資本の額であります。「所要自己資本の額=信用リスク・アセットの額×8%」

※2. 内部格付手法が適用されるポートフォリオ(上記のうち(C)、(D)、(E)及び(F))については、次の式に基づく所要自己資本の額であります。

なお、信用リスク・アセットの額は、1.06のスケールリングファクター(自己資本比率告示第152条で用いられる乗数)を乗じた後の金額とし、また、適格引当金を考慮していません。
 「所要自己資本の額=信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額+自己資本控除となるエクスポージャーに係る当該控除額」

(2) 連結自己資本比率、連結基本的項目比率及び連結総所要自己資本額

(単位: 百万円、%)

		平成18年3月末	平成19年3月末
自己資本額	(A)	632,447	604,192
うち基本的項目	(B)	472,352	503,118
リスク・アセット等((D)+(E)+(G)+(I))	(C)	5,649,685	5,195,077
信用リスク・アセットの額	(D)	5,582,959	4,832,731
資産(オン・バランス)項目		5,477,401	4,567,944
オフ・バランス取引等項目		105,557	264,786
マーケット・リスク相当額に係る額((F)/8%)	(E)	66,726	60,301
(参考)マーケット・リスク相当額	(F)	5,338	4,824
オペレーショナル・リスク相当額に係る額((H)/8%)	(G)	—	302,044
(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(H)	—	24,163
旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額(I)	(I)	—	—
連結自己資本比率(国際統一基準)=A/C×100(%)		11.19	11.63
連結基本的項目比率=B/C×100(%)		8.36	9.68
連結総所要自己資本額=C×8%		—	415,606

4. 信用リスクに関する事項 (信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除きます。)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー

A. 期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

(単位: 百万円、%)

	平成18年3月末					構成比
	期末残高					
	貸出金等	債券	OTC デリバティブ	その他	計	
当行のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
標準的手法が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
内部格付手法が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
連結子会社のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

(単位: 百万円、%)

	平成19年3月末					構成比
	期末残高					
	貸出金等	債券	OTC デリバティブ	その他	計	
当行のエクスポージャー	7,585,149	1,968,430	43,704	1,013,739	10,611,023	98.90
標準的手法が適用されるエクスポージャー	2,721	—	—	24,330	27,052	0.25
内部格付手法が適用されるエクスポージャー	7,582,427	1,968,430	43,704	989,409	10,583,971	98.65
連結子会社のエクスポージャー	97,173	—	—	20,504	117,677	1.10
合 計	7,682,322	1,968,430	43,704	1,034,244	10,728,701	100.00

※1. 「エクスポージャー」とは、次のとおりです。

	オン・バランス	オフ・バランス
標準的手法が適用される エクスポージャー	資産残高(部分直接償却後)+未収利息+仮払金 (ただし、自己資本控除項目は含めない)	簿価×CCF(与信換算掛目)+未収利息+仮払金
内部格付手法が適用される エクスポージャー	資産残高(部分直接償却前)+未収利息+仮払金 (ただし、自己資本控除項目は含めない)	または、カレント・エクスポージャー

※2. 「貸出金等」とは、貸出金及びオフ・バランスのエクスポージャーのうちコミットメントと保証取引(支払承諾)であります。

B. 期末残高のうち、内部格付手法が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

(a) 地域別

(単位: 百万円、%)

	平成18年3月末					構成比
	期末残高					
	貸出金等	債券	OTC デリバティブ	その他	計	
国内	—	—	—	—	—	—
県内	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
海外	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

(単位: 百万円、%)

	平成19年3月末					構成比
	期末残高					
	貸出金等	債券	OTC デリバティブ	その他	計	
国内	7,543,931	1,644,928	40,674	915,946	10,145,481	95.86
県内	6,432,644	—	16,230	1,951	6,450,827	60.95
その他	1,111,286	1,644,928	24,443	913,995	3,694,654	34.91
海外	38,495	323,502	3,029	73,462	438,490	4.14
合 計	7,582,427	1,968,430	43,704	989,409	10,583,971	100.00

※1. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーは、当行のエクスポージャーであります。

※2. 「国内」とは、当行の国内店であります。「海外」とは、当行の海外店であります。

※3. 国内のうち「県内」とは、当行の県内店であります。「その他」とは、当行の県外店及び本部であります。

(b) 業種別

(単位:百万円、%)

	平成18年3月末					構成比
	期末残高				計	
	貸出金等	債券	OTC デリバティブ	その他		
製造業	—	—	—	—	—	—
農業	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業	—	—	—	—	—	—
卸売・小売業	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	—
各種サービス業	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

(単位:百万円、%)

	平成19年3月末					構成比
	期末残高				計	
	貸出金等	債券	OTC デリバティブ	その他		
製造業	551,297	50,350	4,352	66,136	672,135	6.35
農業	10,469	0	33	3	10,506	0.10
林業	2	—	—	—	2	0.00
漁業	1,783	—	—	—	1,783	0.02
鉱業	10,074	1,191	6	1,619	12,891	0.12
建設業	318,909	3,009	435	8,250	330,605	3.12
電気・ガス・熱供給・水道業	12,017	15,427	—	8,852	36,298	0.34
情報通信業	40,797	13,193	63	649	54,703	0.52
運輸業	169,938	12,616	170	7,518	190,245	1.80
卸売・小売業	647,939	12,517	9,479	38,596	708,533	6.69
金融・保険業	260,454	804,159	25,237	570,415	1,660,267	15.69
不動産業	1,491,651	12,342	544	44,551	1,549,089	14.64
各種サービス業	645,837	10,139	1,375	5,624	662,977	6.26
国・地方公共団体	342,720	980,749	—	—	1,323,470	12.50
個人	2,086,483	—	1,293	21	2,087,798	19.73
その他	992,049	52,732	711	237,168	1,282,662	12.12
合 計	7,582,427	1,968,430	43,704	989,409	10,583,971	100.00

※1. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーは、当行のエクスポージャーであります。

※2. 業種別の「その他」は、総合口座貸越を含めた額であります。

(c) 残存期間別

(単位:百万円、%)

	平成18年3月末					構成比
	期末残高					
	貸出金等	債券	OTC デリバティブ	その他	計	
1年以下	—	—	—	—	—	—
1年超3年以下	—	—	—	—	—	—
3年超5年以下	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	—	—	—	—	—	—
10年超	—	—	—	—	—	—
期間の定めなし	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

(単位:百万円、%)

	平成19年3月末					構成比
	期末残高					
	貸出金等	債券	OTC デリバティブ	その他	計	
1年以下	1,740,872	257,635	4,889	393,359	2,396,757	22.65
1年超3年以下	654,861	714,664	20,350	—	1,389,876	13.13
3年超5年以下	741,211	532,356	14,014	595	1,288,177	12.17
5年超7年以下	309,662	72,513	2,769	27,447	412,392	3.90
7年超10年以下	385,266	171,253	1,515	—	558,035	5.27
10年超	2,832,200	217,820	163	—	3,050,184	28.82
期間の定めなし	918,353	2,187	—	568,006	1,488,547	14.06
合 計	7,582,427	1,968,430	43,704	989,409	10,583,971	100.00

※内部格付手法が適用されるエクスポージャーは、当行のエクスポージャーであります。

(2) 3ヶ月以上延滞エクスポージャーまたはデフォルトしたエクスポージャー

A. 期末残高

(単位:百万円、%)

	平成18年3月末		平成19年3月末	
	期末残高	構成比	期末残高	構成比
当行のエクスポージャー	—	—	280,550	98.26
標準的手法が適用されるエクスポージャー	—	—	19	0.01
内部格付手法が適用されるエクスポージャー	—	—	280,531	98.26
連結子会社のエクスポージャー	—	—	4,960	1.74
合 計	—	—	285,510	100.00

B. 期末残高のうち、内部格付手法が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げる区分ごとの内訳

(a) 地域別

(単位:百万円、%)

	平成18年3月末		平成19年3月末	
	期末残高	構成比	期末残高	構成比
国内	—	—	280,531	100.00
県内	—	—	276,955	98.73
その他	—	—	3,575	1.27
海外	—	—	—	—
合 計	—	—	280,531	100.00

※1. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーは、当行のエクスポージャーであります。

※2. 「国内」とは、当行の国内店であります。「海外」とは、当行の海外店であります。

※3. 国内のうち「県内」とは、当行の県内店であります。「その他」とは、当行の県外店及び本部であります。

(b) 業種別

(単位: 百万円、%)

	平成18年3月末		平成19年3月末	
	期末残高	構成比	期末残高	構成比
製造業	—	—	11,707	4.17
農業	—	—	1,111	0.40
林業	—	—	—	—
漁業	—	—	143	0.05
鉱業	—	—	—	—
建設業	—	—	15,602	5.56
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	6	0.00
情報通信業	—	—	563	0.20
運輸業	—	—	15,762	5.62
卸売・小売業	—	—	58,453	20.84
金融・保険業	—	—	616	0.22
不動産業	—	—	86,210	30.73
各種サービス業	—	—	46,688	16.64
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人	—	—	43,664	15.56
その他	—	—	—	—
合計	—	—	280,531	100.00

※内部格付手法が適用されるエクスポージャーは、当行のエクスポージャーであります。

(3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定

A. 期末残高及び期中の増減額

(単位: 百万円、%)

	平成18年3月期				平成19年3月期			
	期首残高	期中増減額	期末残高	構成比	期首残高	期中増減額	期末残高	構成比
一般貸倒引当金	45,679	△ 4,668	41,011	53.45	41,011	△ 8,722	32,289	50.96
個別貸倒引当金	48,110	△ 12,439	35,670	46.49	35,670	△ 4,601	31,069	49.04
特定海外債権引当勘定	62	△ 21	40	0.05	40	△ 40	—	—
合計	93,852	△ 17,130	76,722	100.00	76,722	△ 13,363	63,358	100.00

※平成18年3月期及び平成19年3月期の期首残高については、証券化エクスポージャーに係る一般貸倒引当金を含めた額であります。

B. 個別貸倒引当金について、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額

(a) 地域別

(単位: 百万円、%)

	平成18年3月期				平成19年3月期			
	期首残高	期中増減額	期末残高	構成比	期首残高	期中増減額	期末残高	構成比
当行の個別貸倒引当金	44,095	△ 12,057	32,038	89.82	32,038	△ 4,902	27,136	87.34
国内	44,095	△ 12,057	32,038	89.82	32,038	△ 4,902	27,136	87.34
県内	39,939	△ 9,094	30,845	86.47	30,845	△ 4,119	26,725	86.02
その他	4,155	△ 2,962	1,192	3.34	1,192	△ 782	410	1.32
海外	—	—	—	—	—	—	—	—
連結子会社の個別貸倒引当金	4,014	△ 382	3,632	10.18	3,632	301	3,933	12.66
合計	48,110	△ 12,439	35,670	100.00	35,670	△ 4,601	31,069	100.00

※1. 「国内」とは、当行の国内店であります。「海外」とは、当行の海外店であります。

※2. 国内のうち「県内」とは、当行の県内店であります。「その他」とは、当行の県外店及び本部であります。

(b)業種別

(単位:百万円、%)

	平成18年3月期				平成19年3月期			
	期首残高	期中増減額	期末残高	構成比	期首残高	期中増減額	期末残高	構成比
当行の個別貸倒引当金	44,095	△ 12,057	32,038	89.82	32,038	△ 4,902	27,136	87.34
製造業	1,303	△ 519	783	2.20	783	81	865	2.79
農業	151	22	174	0.49	174	△ 108	65	0.21
林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	40	△ 0	39	0.11	39	△ 6	32	0.11
鉱業	0	△ 0	0	0.00	0	△ 0	—	—
建設業	5,291	△ 4,013	1,277	3.58	1,277	138	1,416	4.56
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	33	△ 1	32	0.09	32	△ 0	32	0.10
運輸業	201	△ 119	81	0.23	81	88	170	0.55
卸売・小売業	6,047	△ 2,036	4,010	11.24	4,010	△ 424	3,585	11.54
金融・保険業	21	0	22	0.06	22	△ 13	9	0.03
不動産業	15,272	△ 2,130	13,141	36.84	13,141	△ 1,528	11,613	37.38
各種サービス業	9,444	△ 788	8,656	24.27	8,656	△ 1,918	6,737	21.69
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	5,561	△ 2,219	3,342	9.37	3,342	△ 1,109	2,232	7.19
その他	727	△ 251	475	1.33	475	△ 101	374	1.21
連結子会社の個別貸倒引当金	4,014	△ 382	3,632	10.18	3,632	301	3,933	12.66
合 計	48,110	△ 12,439	35,670	100.00	35,670	△ 4,601	31,069	100.00

(4)業種別の貸出金償却の額

(単位:百万円、%)

	平成18年3月期		平成19年3月期	
	貸出金償却額	構成比	貸出金償却額	構成比
当行の貸出金償却の額	11,740	89.80	14,069	96.32
製造業	857	6.56	1,029	7.05
農業	3	0.03	69	0.47
林業	—	—	—	—
漁業	0	0.00	0	0.00
鉱業	0	0.00	—	—
建設業	1,542	11.80	681	4.66
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	108	0.83	64	0.44
運輸業	100	0.77	781	5.35
卸売・小売業	4,944	37.82	7,693	52.67
金融・保険業	—	—	0	0.00
不動産業	2,242	17.15	1,681	11.51
各種サービス業	1,369	10.47	1,787	12.24
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人	532	4.08	278	1.91
その他	38	0.30	2	0.01
連結子会社の貸出金償却の額	1,333	10.20	537	3.68
合 計	13,073	100.00	14,606	100.00

*連結相殺後の部分直接償却額を含むすべての貸出金償却の額であります。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本控除額

(単位:百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの残高	—	140,315
自己資本控除額	—	—

※自己資本控除額は、自己資本比率告示第8条第1項第3号及び第6号(自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。)の規定により資本控除した額であります。
自己資本比率告示第8条第1項第3号:保証及びクレジット・デリバティブの免責額により資本控除となる額であります。
自己資本比率告示第8条第1項第6号:階層化された保証またはクレジット・デリバティブ、あるいはファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブのプロテクションを提供する場合において証券化エクスポージャーの規定を準用する場合における資本控除額であります。

(6) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げる事項

A. スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権のリスク・ウェイトの区分ごとの残高

(a) プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、事業用不動産向け貸付け

(単位:百万円)

スロットティング・ クライテリア	残存期間	リスク・ウェイト区分		平成18年3月末	平成19年3月末
		期待損失額相当	信用リスク・アセット		
優	2年半未満	0%	50%	—	7,319
	2年半以上	5%	70%	—	38,332
良	2年半未満	5%	70%	—	2,976
	2年半以上	10%	90%	—	5,296
可	期間の別なし	35%	115%	—	3,139
弱い	期間の別なし	100%	250%	—	—
デフォルト	期間の別なし	625%	0%	—	—
合計				—	57,065

※1. 「スロットティング・クライテリア」とは、特定貸付債権について自己資本比率告示第153条第3項及び第5項(期待損失額相当は自己資本比率告示第150条第2項及び第3項)に基づき優・良・可・弱い・デフォルトの5段階に区分されたリスク・ウェイトの基準であります。

※2. 期待損失額は、表記の期待損失額相当のリスク・ウェイトに8%を乗じた額であります。

(b) ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け

(単位:百万円)

スロットティング・ クライテリア	残存期間	リスク・ウェイト区分		平成18年3月末	平成19年3月末
		期待損失額相当	信用リスク・アセット		
優	2年半未満	5%	70%	—	—
	2年半以上	5%	95%	—	—
良	2年半未満	5%	95%	—	—
	2年半以上	5%	120%	—	—
可	期間の別なし	35%	140%	—	—
弱い	期間の別なし	100%	250%	—	—
デフォルト	期間の別なし	625%	0%	—	—
合計				—	—

B. マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	平成18年3月末	平成19年3月末
300%(上場株式等エクスポージャー)	—	2,179
400%(上記以外)	—	2,187
合計	—	4,366

(7) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

A. 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー及びPD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについて、債務者格付ごとのパラメータの推計値及びリスク・ウェイト

(平成18年3月末基準)

(単位:百万円、%)

債務者格付	債務者区分	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	リスク・ウェイト 加重平均値	EAD	
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目
事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く)	—	—	—	—	—	—
S・A1 (PDの下限値を適用)	正常先	—	—	—	—	—
A2・B1・B2・B3・C1	正常先	—	—	—	—	—
C2・C3・C4・C5	要注意先	—	—	—	—	—
C6・D・E・F (デフォルト)	要管理先以下	—	—	—	—	—
ソブリン向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
S・A1	正常先	—	—	—	—	—
A2・B1・B2・B3・C1	正常先	—	—	—	—	—
C2・C3・C4・C5	要注意先	—	—	—	—	—
C6・D・E・F (デフォルト)	要管理先以下	—	—	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
S・A1 (PDの下限値を適用)	正常先	—	—	—	—	—
A2・B1・B2・B3・C1	正常先	—	—	—	—	—
C2・C3・C4・C5	要注意先	—	—	—	—	—
C6・D・E・F (デフォルト)	要管理先以下	—	—	—	—	—
PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
S・A1 (PDの下限値を適用)	正常先	—	—	—	—	—
A2・B1・B2・B3・C1	正常先	—	—	—	—	—
C2・C3・C4・C5	要注意先	—	—	—	—	—
C6・D・E・F (デフォルト)	要管理先以下	—	—	—	—	—

(平成19年3月末基準)

(単位:百万円、%)

債務者格付	債務者区分	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	リスク・ウェイト 加重平均値	EAD	
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目
事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く)	—	2.112	40.9	72.5	3,313,047	297,387
S・A1 (PDの下限値を適用)	正常先	0.030	42.5	20.3	186,420	16,221
A2・B1・B2・B3・C1	正常先	0.698	41.3	61.6	2,380,289	274,552
C2・C3・C4・C5	要注意先	9.983	38.2	146.6	524,666	5,884
C6・D・E・F (デフォルト)	要管理先以下	100.000	42.6	—	221,670	728
ソブリン向けエクスポージャー	—	0.015	43.7	4.0	2,302,869	40,371
S・A1	正常先	0.004	43.7	3.1	2,239,455	40,371
A2・B1・B2・B3・C1	正常先	0.098	45.0	32.7	61,237	—
C2・C3・C4・C5	要注意先	9.232	42.0	169.3	2,176	—
C6・D・E・F (デフォルト)	要管理先以下	—	—	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	0.208	33.1	15.4	475,286	201,051
S・A1 (PDの下限値を適用)	正常先	0.030	38.8	13.5	244,181	54,495
A2・B1・B2・B3・C1	正常先	0.349	28.6	16.9	230,936	146,555
C2・C3・C4・C5	要注意先	—	—	—	—	—
C6・D・E・F (デフォルト)	要管理先以下	100.000	45.0	—	169	—
PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー	—	0.143	90.0	159.2	29,752	—
S・A1 (PDの下限値を適用)	正常先	0.030	90.0	128.3	4,538	—
A2・B1・B2・B3・C1	正常先	0.156	90.0	164.5	25,183	—
C2・C3・C4・C5	要注意先	7.180	90.0	423.8	30	—
C6・D・E・F (デフォルト)	要管理先以下	—	—	—	—	—

※1. リスク・ウェイトは、「所要自己資本率×12.5」により算出しております(1.06のスケールリングファクター(自己資本比率告示第152条で用いられる乗数)考慮後)。

※2. 「EAD」とは、内部格付手法が適用されるエクスポージャーについてデフォルトが発生した場合に想定される与信残高であり、エクスポージャーから貸出金と自行預金の相殺分を控除した額であります。

※3. オフ・バランス資産項目のEADの推計値は、CCF(与信換算掛目)適用後の数値を使用しております。

※4. 各エクスポージャーのPD加重平均値、LGD加重平均値、リスク・ウェイト加重平均値の合計は、「C6・D・E・F(デフォルト)」の債務者格付の区分を除いた数値であります。

B. 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー(消費性/事業性)について、プール単位でのパラメータの推計値、リスク・ウェイト、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値

(平成18年3月末基準)

(単位:百万円、%)

プール区分	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	ELdefault 加重平均値	リスク・ウェイト 加重平均値	EAD		コミットメント の未引出額	掛目(推計値) 加重平均値
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
居住用不動産向け エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
非延滞先	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞先	—	—	—	—	—	—	—	—
デフォルト	—	—	—	—	—	—	—	—
適格リボルビング型 リテール向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
非延滞先	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞先	—	—	—	—	—	—	—	—
デフォルト	—	—	—	—	—	—	—	—
その他リテール向け エクスポージャー(消費性)	—	—	—	—	—	—	—	—
非延滞先	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞先	—	—	—	—	—	—	—	—
デフォルト	—	—	—	—	—	—	—	—
その他リテール向け エクスポージャー(事業性)	—	—	—	—	—	—	—	—
非延滞先	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞先	—	—	—	—	—	—	—	—
デフォルト	—	—	—	—	—	—	—	—

(平成19年3月末基準)

(単位:百万円、%)

プール区分	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	ELdefault 加重平均値	リスク・ウェイト 加重平均値	EAD		コミットメント の未引出額	掛目(推計値) 加重平均値
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
居住用不動産向け エクスポージャー	0.761	51.1	—	41.8	1,892,444	68	69	100.0
非延滞先	0.631	51.3	—	40.8	1,862,045	68	69	100.0
延滞先	31.132	47.7	—	279.5	7,958	—	—	—
デフォルト	100.000	45.8	36.7	119.6	22,440	—	—	—
適格リボルビング型 リテール向けエクスポージャー	2.333	90.2	—	57.4	36,097	30,686	95,843	35.0
非延滞先	1.989	90.2	—	55.0	34,926	30,545	95,470	35.0
延滞先	31.717	90.3	—	270.0	712	54	129	42.7
デフォルト	100.000	90.1	78.5	153.8	458	87	243	36.7
その他リテール向け エクスポージャー(消費性)	0.309	7.7	—	6.7	178,610	888,535	890,858	99.6
非延滞先	0.290	7.6	—	6.6	177,785	888,499	890,800	99.6
延滞先	24.587	57.2	—	137.6	824	6	10	62.3
デフォルト	100.000	40.8	32.7	107.0	5,111	29	47	62.3
その他リテール向け エクスポージャー(事業性)	3.837	19.8	—	27.5	312,711	2,407	14,105	14.5
非延滞先	3.814	19.8	—	27.5	292,402	2,383	14,094	14.5
延滞先	9.403	19.7	—	34.3	1,213	—	—	—
デフォルト	100.000	23.9	15.3	113.8	19,095	24	11	13.9

※1. 「ELdefault」とは、デフォルトしたエクスポージャーにおいて、当該エクスポージャーに生じうる期待損失であります。

※2. その他リテール向けエクスポージャー(消費性)のオフ・バランス資産項目のEADの推計値には、総合口座貸越の枠空きを含めております。

※3. 各エクスポージャーのPD加重平均値、LGD加重平均値、リスク・ウェイト加重平均値の合計は、「デフォルト」のプール区分を除いた数値であります。

(8) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの損失額の実績値

A. 当期における損失額の実績値及び当該実績値と前期の実績値との対比

(単位:百万円)

	平成18年3月期	増減額	平成19年3月期
事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く)	128,579	△ 22,572	106,007
うち期初非デフォルトエクスポージャー	8,903	419	9,323
ソブリン向けエクスポージャー	93	△ 93	—
うち期初非デフォルトエクスポージャー	40	△ 40	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	27	27
うち期初非デフォルトエクスポージャー	—	—	—
PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー	—	—	—
うち期初非デフォルトエクスポージャー	—	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	12,201	△ 2,010	10,190
うち期初非デフォルトエクスポージャー	2,177	△ 783	1,393
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	1,519	32	1,552
うち期初非デフォルトエクスポージャー	621	26	648
その他リテール向けエクスポージャー	12,133	△ 2,612	9,521
うち期初非デフォルトエクスポージャー	1,379	13	1,393
合計	154,528	△ 27,228	127,299
うち期初非デフォルトエクスポージャー	13,122	△ 363	12,759

※1. 損失の実績値は、直接償却額、債権売却損、部分直接償却額、個別貸倒引当金及びデフォルトした債権の一般貸倒引当金であります。この他、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーの損失の実績値には、保証子会社であるちばざん保証株式会社の求償債権に係る直接償却額、債権売却損及び個別貸倒引当金を含めております。

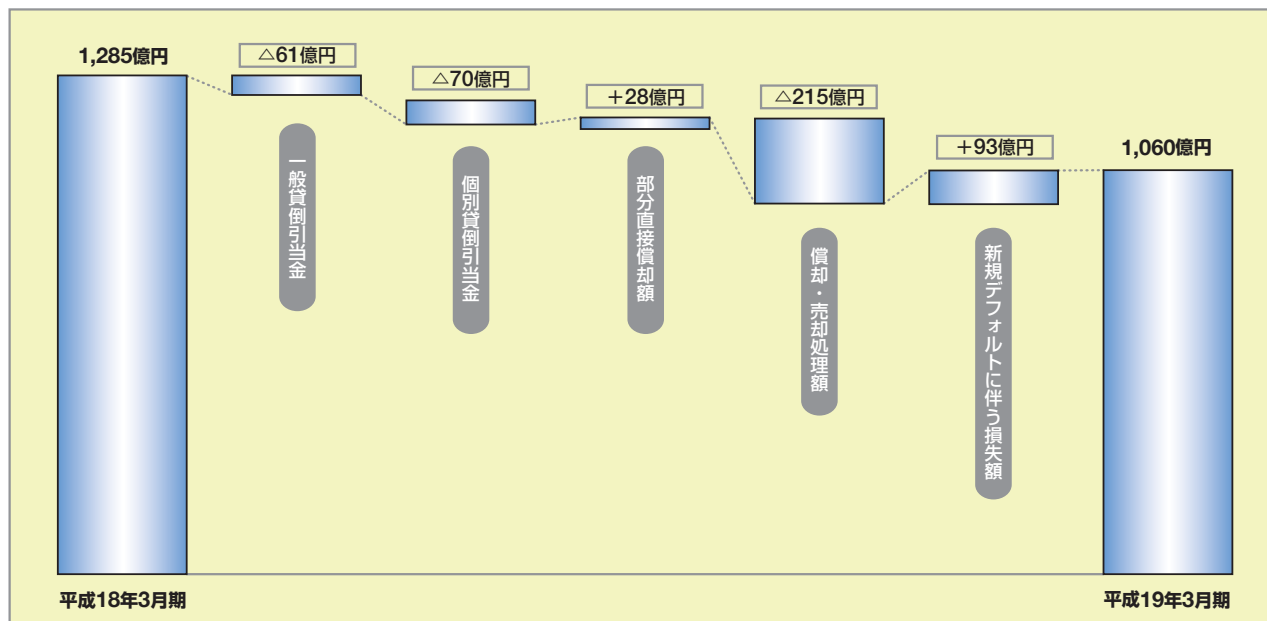
※2. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーの損失額の実績値には、価格変動リスクの実現のみによる売却損や償却は含めておりません。

B. 要因分析

事業法人向けエクスポージャーについては、不良債権の償却・売却処理損が大幅に減少した一方で、新規デフォルトに伴う損失額が前期並みに推移したことから、損失額の実績値は大幅に減少しております。

その他のエクスポージャーに係る損失額の実績値については、前期比概ね横這いで推移しております。

事業法人向けエクスポージャーの損失額の実績値



(9)内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

(単位:百万円)

	平成19年3月期			＜参考＞平成20年3月期		
	推計値 (期初)	実績値比	実績値 (期末)	推計値 (期初)	実績値比	実績値 (期末)
事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く)	—	—	106,007	122,418	—	—
うち期初非デフォルトエクスポージャー	—	—	9,323	27,729	—	—
ソブリン向けエクスポージャー	—	—	—	148	—	—
うち期初非デフォルトエクスポージャー	—	—	—	148	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	—	27	258	—	—
うち期初非デフォルトエクスポージャー	—	—	—	182	—	—
PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー	—	—	—	80	—	—
うち期初非デフォルトエクスポージャー	—	—	—	80	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	—	—	10,190	15,358	—	—
うち期初非デフォルトエクスポージャー	—	—	1,393	7,114	—	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—	1,552	1,824	—	—
うち期初非デフォルトエクスポージャー	—	—	648	1,396	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	—	—	9,521	8,118	—	—
うち期初非デフォルトエクスポージャー	—	—	1,393	3,512	—	—
合計	—	—	127,299	148,207	—	—
うち期初非デフォルトエクスポージャー	—	—	12,759	40,163	—	—

※1. 平成18年3月期以前の損失額の推計値と実績値の対比及び平成19年3月期の損失額の推計値については、数値の適切性・正確性等が確保されないことから、記載を省略しております。

※2. 損失額の推計値は、「PD×LGD×EAD」により算出し、保守性を勘案しております。なお、当局設定値に基づいた数値(LGD=45%等)も推計値に含めております。

※3. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーの損失額の推計値と実績値には、価格変動リスクの実現のみによる売却損や償却は含めておりません。

5.信用リスク削減手法に関する事項

(1)標準的手法または基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、適格金融資産担保・適格資産担保が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成18年3月末			平成19年3月末		
	適格金融 資産担保	適格 資産担保	計	適格金融 資産担保	適格 資産担保	計
標準的手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—	—	—	—
基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—	323,325	1,095,154	1,418,479
事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く)	—	—	—	77,778	1,095,135	1,172,914
ソブリン向けエクスポージャー	—	—	—	67,096	—	67,096
金融機関等向けエクスポージャー	—	—	—	178,450	18	178,468
合計	—	—	—	323,325	1,095,154	1,418,479

※適格金融資産担保による信用リスク削減手法の効果の勘案では、エクスポージャーまたは適格金融資産担保の価格変動リスクを勘案してエクスポージャーまたは適格金融資産担保の額を調整しています(調整する値をボラティリティ調整率といいます)。本項目は、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの上方調整額に相当する額を減額した額であります。

(2)標準的手法または内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証・クレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成18年3月末			平成19年3月末		
	保証	クレジット・ デリバティブ	計	保証	クレジット・ デリバティブ	計
標準的手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—	—	—	—
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—	825,378	—	825,378
事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く)	—	—	—	11,130	—	11,130
ソブリン向けエクスポージャー	—	—	—	664,804	—	664,804
金融機関等向けエクスポージャー	—	—	—	4,133	—	4,133
居住用不動産向けエクスポージャー	—	—	—	16,380	—	16,380
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—	—	1,754	—	1,754
その他リテール向けエクスポージャー	—	—	—	127,175	—	127,175
合計	—	—	—	825,378	—	825,378

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式

(2) 次に掲げる額

(単位:百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
グロス再構築コストの額(0を下回らないものに限る)の合計額	(A) —	13,723
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	(B) —	43,704
金利関連取引	—	13,100
通貨関連取引	—	30,603
株式関連取引	—	—
債券関連取引	—	—
商品関連取引	—	—
(A)に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から(B)に掲げる額を差し引いた額	(C) —	—
担保の額	(D) —	—
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	(E) —	43,704
金利関連取引	—	13,100
通貨関連取引	—	30,603
株式関連取引	—	—
債券関連取引	—	—
商品関連取引	—	—

※1.「グロスのアドオン」とは、当該取引の想定元本額に自己資本比率告示第79条の2第3項第1号に掲げる掛目を乗じて得た額であります。

※2.「担保の額」とは、信用リスク削減手法に用いた担保の額であります。現在、信用リスク削減手法に用いた担保は該当ありません。

(3) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入または提供の別に区分した額

クレジット・デリバティブは該当ありません。

(4) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

クレジット・デリバティブは該当ありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャー

A. 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額	—	34,243
貸付債権	—	34,243
合成型証券化取引に係る原資産の額	—	—
合計	—	34,243

B. 原資産を構成するエクスポージャーのうち、3ヶ月以上延滞エクスポージャーの額またはデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成18年3月期		平成19年3月期	
	損失額		損失額	
原資産を構成するエクスポージャーのうち、3ヶ月以上延滞エクスポージャーの額	—	—	894	3
またはデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	894	3
貸付債権	—	—	894	3

※1. デフォルトしたエクスポージャーの額とは、期初非デフォルトエクスポージャーのうち、期中にデフォルトとなったエクスポージャーの額であります。

※2. 損失額は、期末のデフォルトエクスポージャーに係る期待損失額を含めております。

C. 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
保有する証券化エクスポージャーの額	—	31,166
貸付債権	—	31,166

※保有する証券化エクスポージャーの額には、ABCP(千葉県版CLOで発行される証券化商品)の信用補完や流動性補完に係るオフ・バランスのエクスポージャー等を含めております。
また、自己資本から控除した証券化エクスポージャーは含めておりません(Fに記載しております)。

D. 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	平成18年3月末	平成19年3月末	
		所要自己資本の額	所要自己資本の額
20%以下	—	—	31,166
20%超50%以下	—	—	—
50%超100%以下	—	—	—
100%超250%以下	—	—	—
250%超650%以下	—	—	—
650%超1,250%以下	—	—	—
合計	—	—	31,166
			143

E. 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

F. 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額	—	242
貸付債権	—	242

G. 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる額

(a) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

該当ありません。

(b) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの合計額に対する所要自己資本の額

該当ありません。

(c) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの合計額に対する所要自己資本の額

該当ありません。

H. 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略

(単位:百万円)

	平成19年3月期
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額	12,113
貸付債権	12,113

(概略)

第3回千葉県版CLO

クラス	格付	発行金額 (百万円)	通貨	裏付資産	劣後比率	発行年月	最終償還年月	クーポン タイプ
ClassA受益権	AAA	3,185	円	貸付債権	73.70%	平成18年8月	平成23年10月	変動
ClassB受益権	AAA	6,284	同上	同上	21.82%	同上	平成24年4月	同上
ClassC受益権	AA+	2,215	同上	同上	3.53%	同上	同上	同上
ClassD受益権	BBB	186	同上	同上	2.00%	同上	同上	同上
ClassE受益権	—	242	同上	同上	0.00%	同上	同上	—

I. 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額

該当ありません。

J. 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

(2) 連結グループが投資家である証券化エクスポージャー

A. 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
保有する証券化エクスポージャーの額	—	65,325
企業向け貸付債権・社債	—	4,014
住宅関連ローン(住宅、アパート、ホームエクイティ)	—	25,207
自動車ローン	—	358
クレジットカード・カードローン	—	21,424
消費性ローン	—	1,465
その他	—	12,855

B. 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	平成18年3月末		平成19年3月末	
	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額
20%以下	—	—	51,026	384
20%超50%以下	—	—	4,612	180
50%超100%以下	—	—	9,686	616
100%超250%以下	—	—	—	—
250%超650%以下	—	—	—	—
650%超1,250%以下	—	—	—	—
合計	—	—	65,325	1,181

C. 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額	—	—

D. 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

8. 銀行勘定における株式等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における株式等エクスポージャーに関する次の額

	(単位: 百万円)	
	平成18年3月期	平成19年3月期
連結貸借対照表計上額	—	272,151
上場株式等エクスポージャー	—	264,248
上記以外	—	7,902
時価	—	272,151
売却及び償却に伴う損益額	—	5,892
売却損益	—	6,063
償却損 (△)	—	170
連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益	—	123,093
(参考) 取得原価	—	143,319
(参考) 連結貸借対照表計上額	—	266,412
連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益	—	—
自己資本比率告示第6条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額 (※1)	—	55,391
株式等エクスポージャーの額	—	272,175
自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャー (※2)	—	238,056
マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	—	4,366
マーケット・ベース方式の内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	—	—
PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	—	29,752

※1. その他有価証券 (株式等エクスポージャーに限る) のうち連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額であります。

※2. 平成16年9月30日以前から保有する株式等エクスポージャー (既存保有の政策投資株式) であり、リスク・ウェイトについては100%が適用されます (経過措置)。

9. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

	(単位: 百万円)	
	平成18年3月末	平成19年3月末
ルック・スルー方式	—	58,745
修正単純過半数方式	—	10,043
マナド方式	—	—
簡易のみなし計算方式	—	46,018
合 計	—	114,806

※1. 「ルック・スルー方式」とは、自己資本比率告示第167条第1項に掲げる方式で、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げるものであります。

※2. 「修正単純過半数方式」とは、自己資本比率告示第167条第2項に掲げる方式で、当該エクスポージャーがすべて株式等エクスポージャーで構成されているものとみなし、300%または400%のリスク・ウェイトを適用するものであります。

※3. 「マナド方式」とは、自己資本比率告示第167条第3項に掲げる方式で、当該エクスポージャーの運用基準 (マナド) に基づき、当該エクスポージャーの資産構成を保守的に仮定し、個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げるものであります。

※4. 「簡易のみなし計算方式」とは、自己資本比率告示第167条第5項に掲げる方式で、当該エクスポージャーに証券化商品 (メザニン部分、劣後部分) や不良債権等の高リスク商品が含まれているか等を確認し、400%または1,250%のリスク・ウェイトを適用するものであります。

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

銀行勘定における金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済的価値の増減額

	(単位: 百万円)	
	平成18年3月末	平成19年3月末
金利ショックに対する経済的価値の増減額	—	87,882
<VaRベース: 信頼区間99%、保有期間1年、観測期間1年>	—	81,242
円貨	—	81,242
外貨	—	16,329

※1. 当行単体における金利ショックに対する経済的価値の増減額であります。

※2. 銀行勘定の資産ないし負債の5%以上を占める外貨はありません。

※3. 円貨と外貨の合算にあたっては、相関を考慮しております。

Ⅲ. 定量的な開示事項（単体）

1. 自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

		平成18年3月末	平成19年3月末	
基本的項目 (Tier I)	資本金	145,069	145,069	
	うち非累積的永久優先株	—	—	
	新株式申込証拠金	—	—	
	資本準備金	122,134	122,134	
	その他資本剰余金	7	12	
	利益準備金	50,930	50,930	
	任意積立金	129,971	—	
	次期繰越利益	4,047	—	
	その他利益剰余金	—	181,021	
	その他	—	—	
	自己株式(△)	666	1,026	
	自己株式申込証拠金	—	—	
	社外流出予定額(△)	—	4,917	
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—	
	新株予約権	—	—	
	営業権相当額(△)	—	—	
	のれん相当額(△)	—	—	
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—	
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	18,500	
	繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)	—	—	
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	
	計	(A)	451,492	474,723
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^(※1)	—	—	
補完的項目 (Tier II)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を 控除した額の45%	42,393	43,231	
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	10,416	10,413	
	一般貸倒引当金	36,191	898	
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—	
	負債性資本調達手段等	67,000	63,000	
	うち永久劣後債務 ^(※2)	—	—	
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^(※3)	67,000	63,000	
	計	156,001	117,544	
		うち自己資本への算入額	(B)	156,001
	156,001	117,544		
準補完的項目 (Tier III)	短期劣後債務	—	—	
	うち自己資本への算入額	(C)	—	
控除項目	控除項目 ^(※4)	(D)	601	
601	19,928			
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D)	606,893	572,339	

※1. 自己資本比率告示第17条第2項(旧告示第14条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

※2. 自己資本比率告示第18条第1項第4号(旧告示第15条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

※3. 自己資本比率告示第18条第1項第5号及び第6号(旧告示第15条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

※4. 自己資本比率告示第20条第1項第1号から第5号(旧告示第17条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 所要自己資本の額

(単位: 百万円)

		平成18年3月末	平成19年3月末
信用リスクに対する所要自己資本の額((E)(F)を除く)	(A)	—	464,947
標準的手法が適用されるポートフォリオ	(B)	—	2,095
内部格付手法の適用除外資産		—	1,715
内部格付手法の段階的適用資産		—	379
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	(C)	—	461,285
うち事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く)		—	323,212
うちソブリン向けエクスポージャー		—	7,681
うち金融機関等向けエクスポージャー		—	8,866
うち居住用不動産向けエクスポージャー		—	80,070
うち適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー		—	4,935
うちその他リテール向けエクスポージャー		—	22,544
証券化エクスポージャー	(D)	—	1,566
内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	(E)	—	25,428
うちマーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー		—	1,277
簡易手法が適用される株式等エクスポージャー		—	1,277
内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー		—	—
うちPD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー		—	3,869
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	(F)	—	40,313
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額	(G)	—	4,814
標準的方式		—	4,814
金利リスク		—	4,769
株式リスク		—	—
外国為替リスク		—	44
コモディティ・リスク		—	—
オプション取引		—	—
内部モデル方式		—	—
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	(H)	—	22,282
基礎的手法		—	—
粗利益配分手法		—	22,282
先進的計測手法		—	—
合計((A)+(E)+(F)+(G)+(H))		—	557,787

※1. 標準的手法が適用されるポートフォリオ(上記のうち(B))については、次の式に基づく所要自己資本の額であります。

「所要自己資本の額=信用リスク・アセットの額×8%」

※2. 内部格付手法が適用されるポートフォリオ(上記のうち(C)、(D)、(E)及び(F))については、次の式に基づく所要自己資本の額であります。

なお、信用リスク・アセットの額は、1.06のスケールリングファクター(自己資本比率告示第152条で用いられる乗数)を乗じた後の金額とし、また、適格引当金を考慮していません。

「所要自己資本の額=信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額+自己資本控除となるエクスポージャーに係る当該控除額」

(2) 単体自己資本比率、単体基本的項目比率及び単体総所要自己資本額

(単位: 百万円、%)

		平成18年3月末	平成19年3月末
自己資本額	(A)	606,893	572,339
うち基本的項目	(B)	451,492	474,723
リスク・アセット等((D)+(E)+(G)+(I))	(C)	5,601,909	5,107,662
信用リスク・アセットの額	(D)	5,535,529	4,768,949
資産(オン・バランス)項目		5,436,256	4,509,698
オフ・バランス取引等項目		99,272	259,251
マーケット・リスク相当額に係る額((F)/8%)	(E)	66,379	60,179
(参考)マーケット・リスク相当額	(F)	5,310	4,814
オペレーショナル・リスク相当額に係る額((H)/8%)	(G)	—	278,533
(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(H)	—	22,282
旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額	(I)	—	—
単体自己資本比率(国際統一基準)=A/C×100(%)		10.83	11.20
単体基本的項目比率=B/C×100(%)		8.05	9.29
単体総所要自己資本額=C×8%		—	408,612

3. 信用リスクに関する事項 (信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除きます。)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー

A. 期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

(単位: 百万円、%)

	平成18年3月末					構成比
	期末残高					
	貸出金等	債券	OTC デリバティブ	その他	計	
標準的手法が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
内部格付手法が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

(単位: 百万円、%)

	平成19年3月末					構成比
	期末残高					
	貸出金等	債券	OTC デリバティブ	その他	計	
標準的手法が適用されるエクスポージャー	2,721	—	—	24,330	27,052	0.25
内部格付手法が適用されるエクスポージャー	7,645,323	1,968,430	43,704	994,858	10,652,317	99.75
合 計	7,648,045	1,968,430	43,704	1,019,189	10,679,369	100.00

※1. 「エクスポージャー」とは、次のとおりです。

オン・バランス		オフ・バランス
標準的手法が適用される エクスポージャー	資産残高(部分直接償却後)+未収利息+仮払金 (ただし、自己資本控除項目は含めない)	簿価×CCF(与信換算掛目)+未収利息+仮払金
内部格付手法が適用される エクスポージャー	資産残高(部分直接償却前)+未収利息+仮払金 (ただし、自己資本控除項目は含めない)	または、カレント・エクスポージャー

※2. 「貸出金等」とは、貸出金及びオフ・バランスのエクスポージャーのうちコミットメントと保証取引(支払承諾)であります。

B. 期末残高のうち、内部格付手法が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

(a) 地域別

(単位: 百万円、%)

	平成18年3月末					構成比
	期末残高					
	貸出金等	債券	OTC デリバティブ	その他	計	
国内	—	—	—	—	—	—
県内	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
海外	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

(単位: 百万円、%)

	平成19年3月末					構成比
	期末残高					
	貸出金等	債券	OTC デリバティブ	その他	計	
国内	7,606,827	1,644,928	40,674	921,396	10,213,827	95.88
県内	6,491,540	—	16,230	1,951	6,509,722	61.11
その他	1,115,287	1,644,928	24,443	919,444	3,704,104	34.77
海外	38,495	323,502	3,029	73,462	438,490	4.12
合 計	7,645,323	1,968,430	43,704	994,858	10,652,317	100.00

※1. 「国内」とは、国内店であります。「海外」とは、海外店であります。

※2. 国内のうち「県内」とは、県内店であります。「その他」とは、県外店及び本部であります。

(b) 業種別

(単位:百万円、%)

	平成18年3月末					構成比
	期末残高				計	
	貸出金等	債券	OTC デリバティブ	その他		
製造業	—	—	—	—	—	—
農業	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業	—	—	—	—	—	—
卸売・小売業	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	—
各種サービス業	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(単位:百万円、%)

	平成19年3月末					構成比
	期末残高				計	
	貸出金等	債券	OTC デリバティブ	その他		
製造業	551,297	50,350	4,352	66,136	672,135	6.31
農業	10,469	0	33	3	10,506	0.10
林業	2	—	—	—	2	0.00
漁業	1,783	—	—	—	1,783	0.02
鉱業	10,074	1,191	6	1,619	12,891	0.12
建設業	318,909	3,009	435	8,250	330,605	3.10
電気・ガス・熱供給・水道業	12,017	15,427	—	8,852	36,298	0.34
情報通信業	40,797	13,193	63	1,408	55,463	0.52
運輸業	169,938	12,616	170	7,518	190,245	1.79
卸売・小売業	647,939	12,517	9,479	38,596	708,533	6.65
金融・保険業	278,316	804,159	25,237	574,449	1,682,163	15.79
不動産業	1,492,702	12,342	544	44,571	1,550,161	14.55
各種サービス業	689,820	10,139	1,375	6,260	707,596	6.64
国・地方公共団体	342,720	980,749	—	—	1,323,470	12.42
個人	2,086,483	—	1,293	21	2,087,798	19.60
その他	992,049	52,732	711	237,168	1,282,662	12.04
合計	7,645,323	1,968,430	43,704	994,858	10,652,317	100.00

※業種別の「その他」は、総合口座貸越を含めた額であります。

(c) 残存期間別

(単位: 百万円、%)

	平成18年3月末					構成比
	期末残高					
	貸出金等	債券	OTC デリバティブ	その他	計	
1年以下	—	—	—	—	—	—
1年超3年以下	—	—	—	—	—	—
3年超5年以下	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	—	—	—	—	—	—
10年超	—	—	—	—	—	—
期間の定めなし	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

(単位: 百万円、%)

	平成19年3月末					構成比
	期末残高					
	貸出金等	債券	OTC デリバティブ	その他	計	
1年以下	1,787,018	257,635	4,889	393,359	2,442,903	22.93
1年超3年以下	670,583	714,664	20,350	—	1,405,598	13.20
3年超5年以下	741,227	532,356	14,014	595	1,288,193	12.09
5年超7年以下	309,826	72,513	2,769	27,447	412,556	3.87
7年超10年以下	385,266	171,253	1,515	—	558,035	5.24
10年超	2,833,048	217,820	163	—	3,051,032	28.64
期間の定めなし	918,353	2,187	—	573,456	1,493,997	14.03
合 計	7,645,323	1,968,430	43,704	994,858	10,652,317	100.00

(2) 3ヶ月以上延滞エクスポージャーまたはデフォルトしたエクスポージャー

A. 期末残高

(単位: 百万円、%)

	平成18年3月末		平成19年3月末	
	期末残高	構成比	期末残高	構成比
標準的手法が適用されるエクスポージャー	—	—	19	0.01
内部格付手法が適用されるエクスポージャー	—	—	280,531	99.99
合 計	—	—	280,550	100.00

B. 期末残高のうち、内部格付手法が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げる区分ごとの内訳

(a) 地域別

(単位: 百万円、%)

	平成18年3月末		平成19年3月末	
	期末残高	構成比	期末残高	構成比
国内	—	—	280,531	100.00
県内	—	—	276,955	98.73
その他	—	—	3,575	1.27
海外	—	—	—	—
合 計	—	—	280,531	100.00

※1. 「国内」とは、国内店であり、海外店ではありません。

※2. 国内のうち「県内」とは、県内店であり、「その他」とは、県外店及び本部であります。

(b) 業種別

(単位: 百万円、%)

	平成18年3月末		平成19年3月末	
	期末残高	構成比	期末残高	構成比
製造業	—	—	11,707	4.17
農業	—	—	1,111	0.40
林業	—	—	—	—
漁業	—	—	143	0.05
鉱業	—	—	—	—
建設業	—	—	15,602	5.56
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	6	0.00
情報通信業	—	—	563	0.20
運輸業	—	—	15,762	5.62
卸売・小売業	—	—	58,453	20.84
金融・保険業	—	—	616	0.22
不動産業	—	—	86,210	30.73
各種サービス業	—	—	46,688	16.64
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人	—	—	43,664	15.56
その他	—	—	—	—
合 計	—	—	280,531	100.00

(3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定

A. 期末残高及び期中の増減額

(単位: 百万円、%)

	平成18年3月期				平成19年3月期			
	期首残高	期中増減額	期末残高	構成比	期首残高	期中増減額	期末残高	構成比
一般貸倒引当金	43,664	△ 7,473	36,191	53.01	36,191	△ 8,719	27,471	50.31
個別貸倒引当金	44,095	△ 12,057	32,038	46.93	32,038	△ 4,902	27,136	49.69
特定海外債権引当勘定	62	△ 21	40	0.06	40	△ 40	—	—
合 計	87,822	△ 19,552	68,270	100.00	68,270	△ 13,662	54,607	100.00

※平成18年3月期及び平成19年3月期の期首残高については、証券化エクスポージャーに係る一般貸倒引当金を含めた額であります。

B. 個別貸倒引当金について、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額

(a) 地域別

(単位: 百万円、%)

	平成18年3月期				平成19年3月期			
	期首残高	期中増減額	期末残高	構成比	期首残高	期中増減額	期末残高	構成比
国内	44,095	△ 12,057	32,038	100.00	32,038	△ 4,902	27,136	100.00
県内	39,939	△ 9,094	30,845	96.28	30,845	△ 4,119	26,725	98.49
その他	4,155	△ 2,962	1,192	3.72	1,192	△ 782	410	1.51
海外	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	44,095	△ 12,057	32,038	100.00	32,038	△ 4,902	27,136	100.00

※1. 「国内」とは、国内店であります。「海外」とは、海外店であります。

※2. 国内のうち「県内」とは、県内店であります。「その他」とは、県外店及び本部であります。

(b) 業種別

(単位:百万円、%)

	平成18年3月期				平成19年3月期			
	期首残高	期中増減額	期末残高	構成比	期首残高	期中増減額	期末残高	構成比
製造業	1,303	△ 519	783	2.45	783	81	865	3.19
農業	151	22	174	0.54	174	△ 108	65	0.24
林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	40	△ 0	39	0.12	39	△ 6	32	0.12
鉱業	0	△ 0	0	0.00	0	△ 0	—	—
建設業	5,291	△ 4,013	1,277	3.99	1,277	138	1,416	5.22
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	33	△ 1	32	0.10	32	△ 0	32	0.12
運輸業	201	△ 119	81	0.25	81	88	170	0.63
卸売・小売業	6,047	△ 2,036	4,010	12.52	4,010	△ 424	3,585	13.21
金融・保険業	21	0	22	0.07	22	△ 13	9	0.03
不動産業	15,272	△ 2,130	13,141	41.02	13,141	△ 1,528	11,613	42.80
各種サービス業	9,444	△ 788	8,656	27.02	8,656	△ 1,918	6,737	24.83
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	5,561	△ 2,219	3,342	10.43	3,342	△ 1,109	2,232	8.23
その他	727	△ 251	475	1.48	475	△ 101	374	1.38
合計	44,095	△ 12,057	32,038	100.00	32,038	△ 4,902	27,136	100.00

(4) 業種別の貸出金償却の額

(単位:百万円、%)

	平成18年3月期		平成19年3月期	
	貸出金償却額	構成比	貸出金償却額	構成比
製造業	857	7.30	1,029	7.32
農業	3	0.03	69	0.49
林業	—	—	—	—
漁業	0	0.00	0	0.00
鉱業	0	0.00	—	—
建設業	1,542	13.14	681	4.84
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	108	0.92	64	0.46
運輸業	100	0.85	781	5.55
卸売・小売業	4,944	42.12	7,693	54.68
金融・保険業	—	—	0	0.00
不動産業	2,242	19.10	1,681	11.95
各種サービス業	1,369	11.66	1,787	12.70
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人	532	4.54	278	1.98
その他	38	0.33	2	0.02
合計	11,740	100.00	14,069	100.00

*部分直接償却額を含むすべての貸出金償却の額であります。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本控除額

(単位:百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの残高	—	27,050
自己資本控除額	—	—

*自己資本控除は、自己資本比率告示第20条第1項第2号及び第5号(自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。)の規定により資本控除した額であります。
 自己資本比率告示第20条第1項第2号:保証及びクレジット・デリバティブの免責額により資本控除となる額であります。
 自己資本比率告示第20条第1項第5号:階層化された保証またはクレジット・デリバティブ、あるいはファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブのプロテクションを提供する場合において、証券化エクスポージャーの規定を準用する場合における資本控除額であります。

(6) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げる事項

A. スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権のリスク・ウェイトの区分ごとの残高

(a) プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、事業用不動産向け貸付け

(単位:百万円)

スロットティング・ クライテリア	残存期間	リスク・ウェイト区分		平成18年3月末	平成19年3月末
		期待損失額相当	信用リスク・アセット		
優	2年半未満	0%	50%	—	7,319
	2年半以上	5%	70%	—	38,332
良	2年半未満	5%	70%	—	2,976
	2年半以上	10%	90%	—	5,296
可	期間の別なし	35%	115%	—	3,139
弱い	期間の別なし	100%	250%	—	—
デフォルト	期間の別なし	625%	0%	—	—
合 計				—	57,065

※1.「スロットティング・クライテリア」とは、特定貸付債権について自己資本比率告示第153条第3項及び第5項(期待損失額相当は自己資本比率告示第150条第2項及び第3項)に基づき優・良・可・弱い・デフォルトの5段階に区分されたリスク・ウェイトの基準であります。

※2. 期待損失額は、表記の期待損失額相当のリスク・ウェイトに8%を乗じた額であります。

(b) ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け

(単位:百万円)

スロットティング・ クライテリア	残存期間	リスク・ウェイト区分		平成18年3月末	平成19年3月末
		期待損失額相当	信用リスク・アセット		
優	2年半未満	5%	70%	—	—
	2年半以上	5%	95%	—	—
良	2年半未満	5%	95%	—	—
	2年半以上	5%	120%	—	—
可	期間の別なし	35%	140%	—	—
弱い	期間の別なし	100%	250%	—	—
デフォルト	期間の別なし	625%	0%	—	—
合 計				—	—

B. マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	平成18年3月末	平成19年3月末
300% (上場株式等エクスポージャー)	—	2,091
400% (上記以外)	—	2,197
合 計	—	4,289

(7)内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

A. 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー及びPD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについて、債務者格付ごとのパラメータの推計値及びリスク・ウェイト

(平成18年3月末基準)

(単位:百万円、%)

債務者格付	債務者区分	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	リスク・ウェイト 加重平均値	EAD	
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目
事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く)	—	—	—	—	—	—
S・A1 (PDの下限値を適用)	正常先	—	—	—	—	—
A2・B1・B2・B3・C1	正常先	—	—	—	—	—
C2・C3・C4・C5	要注意先	—	—	—	—	—
C6・D・E・F (デフォルト)	要管理先以下	—	—	—	—	—
ソブリン向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
S・A1	正常先	—	—	—	—	—
A2・B1・B2・B3・C1	正常先	—	—	—	—	—
C2・C3・C4・C5	要注意先	—	—	—	—	—
C6・D・E・F (デフォルト)	要管理先以下	—	—	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
S・A1 (PDの下限値を適用)	正常先	—	—	—	—	—
A2・B1・B2・B3・C1	正常先	—	—	—	—	—
C2・C3・C4・C5	要注意先	—	—	—	—	—
C6・D・E・F (デフォルト)	要管理先以下	—	—	—	—	—
PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
S・A1 (PDの下限値を適用)	正常先	—	—	—	—	—
A2・B1・B2・B3・C1	正常先	—	—	—	—	—
C2・C3・C4・C5	要注意先	—	—	—	—	—
C6・D・E・F (デフォルト)	要管理先以下	—	—	—	—	—

(平成19年3月末基準)

(単位:百万円、%)

債務者格付	債務者区分	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	リスク・ウェイト 加重平均値	EAD	
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目
事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く)	—	2.096	41.0	72.7	3,371,942	297,387
S・A1 (PDの下限値を適用)	正常先	0.030	42.5	20.3	186,420	16,221
A2・B1・B2・B3・C1	正常先	0.708	41.4	62.2	2,439,184	274,552
C2・C3・C4・C5	要注意先	9.983	38.2	146.6	524,666	5,884
C6・D・E・F (デフォルト)	要管理先以下	100.000	42.6	—	221,670	728
ソブリン向けエクスポージャー	—	0.015	43.7	4.0	2,302,869	40,371
S・A1	正常先	0.004	43.7	3.1	2,239,455	40,371
A2・B1・B2・B3・C1	正常先	0.098	45.0	32.7	61,237	—
C2・C3・C4・C5	要注意先	9.232	42.0	169.3	2,176	—
C6・D・E・F (デフォルト)	要管理先以下	—	—	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	0.214	33.2	15.8	479,287	201,051
S・A1 (PDの下限値を適用)	正常先	0.030	38.8	13.5	244,181	54,495
A2・B1・B2・B3・C1	正常先	0.357	28.8	17.5	234,936	146,555
C2・C3・C4・C5	要注意先	—	—	—	—	—
C6・D・E・F (デフォルト)	要管理先以下	100.000	45.0	—	169	—
PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー	—	0.143	90.0	159.2	29,752	—
S・A1 (PDの下限値を適用)	正常先	0.030	90.0	128.3	4,538	—
A2・B1・B2・B3・C1	正常先	0.156	90.0	164.5	25,183	—
C2・C3・C4・C5	要注意先	7.180	90.0	423.8	30	—
C6・D・E・F (デフォルト)	要管理先以下	—	—	—	—	—

※1. リスク・ウェイトは、「所要自己資本率×12.5」により算出しております(1.06のスケールリングファクター(自己資本比率告示第152条で用いられる乗数)考慮後)。

※2. 「EAD」とは、内部格付手法が適用されるエクスポージャーについてデフォルトが発生した場合に想定される与信残高であり、エクスポージャーから貸出金と自行預金の相殺分を控除した額であります。

※3. オフ・バランス資産項目のEADの推計値は、CCF(与信換算掛目)適用後の数値を使用しております。

※4. 各エクスポージャーのPD加重平均値、LGD加重平均値、リスク・ウェイト加重平均値の合計は、「C6・D・E・F(デフォルト)」の債務者格付の区分を除いた数値であります。

B. 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー（消費性／事業性）について、プール単位でのパラメータの推計値、リスク・ウェイト、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値

(平成18年3月末基準)

(単位：百万円、%)

プール区分	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	ELdefault 加重平均値	リスク・ウェイト 加重平均値	EAD		コミットメント の未引出額	掛目(推計値) 加重平均値
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
居住用不動産向け エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
非延滞先	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞先	—	—	—	—	—	—	—	—
デフォルト	—	—	—	—	—	—	—	—
適格リボルビング型 リテール向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
非延滞先	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞先	—	—	—	—	—	—	—	—
デフォルト	—	—	—	—	—	—	—	—
その他リテール向け エクスポージャー(消費性)	—	—	—	—	—	—	—	—
非延滞先	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞先	—	—	—	—	—	—	—	—
デフォルト	—	—	—	—	—	—	—	—
その他リテール向け エクスポージャー(事業性)	—	—	—	—	—	—	—	—
非延滞先	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞先	—	—	—	—	—	—	—	—
デフォルト	—	—	—	—	—	—	—	—

(平成19年3月末基準)

(単位：百万円、%)

プール区分	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	ELdefault 加重平均値	リスク・ウェイト 加重平均値	EAD		コミットメント の未引出額	掛目(推計値) 加重平均値
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
居住用不動産向け エクスポージャー	0.761	51.1	—	41.8	1,892,444	68	69	100.0
非延滞先	0.631	51.3	—	40.8	1,862,045	68	69	100.0
延滞先	31.132	47.7	—	279.5	7,958	—	—	—
デフォルト	100.000	45.8	36.7	119.6	22,440	—	—	—
適格リボルビング型 リテール向けエクスポージャー	2.333	90.2	—	57.4	36,097	30,686	95,843	35.0
非延滞先	1.989	90.2	—	55.0	34,926	30,545	95,470	35.0
延滞先	31.717	90.3	—	270.0	712	54	129	42.7
デフォルト	100.000	90.1	78.5	153.8	458	87	243	36.7
その他リテール向け エクスポージャー(消費性)	0.309	7.7	—	6.7	178,610	888,535	890,858	99.6
非延滞先	0.290	7.6	—	6.6	177,785	888,499	890,800	99.6
延滞先	24.587	57.2	—	137.6	824	6	10	62.3
デフォルト	100.000	40.8	32.7	107.0	5,111	29	47	62.3
その他リテール向け エクスポージャー(事業性)	3.837	19.8	—	27.5	312,711	2,407	14,105	14.5
非延滞先	3.814	19.8	—	27.5	292,402	2,383	14,094	14.5
延滞先	9.403	19.7	—	34.3	1,213	—	—	—
デフォルト	100.000	23.9	15.3	113.8	19,095	24	11	13.9

※1. 「ELdefault」とは、デフォルトしたエクスポージャーにおいて、当該エクスポージャーに生じうる期待損失であります。

※2. その他リテール向けエクスポージャー(消費性)のオフ・バランス資産項目のEADの推計値には、総合口座貸越の枠空きを含めております。

※3. 各エクスポージャーのPD加重平均値、LGD加重平均値、リスク・ウェイト加重平均値の合計は、「デフォルト」のプール区分を除いた数値であります。

(8)内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの損失額の実績値

A. 当期における損失額の実績値及び当該実績値と前期の実績値との対比

(単位:百万円)

	平成18年3月期	増減額	平成19年3月期
事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く)	128,579	△ 22,572	106,007
うち期初非デフォルトエクスポージャー	8,903	419	9,323
ソブリン向けエクスポージャー	93	△ 93	—
うち期初非デフォルトエクスポージャー	40	△ 40	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	27	27
うち期初非デフォルトエクスポージャー	—	—	—
PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー	—	—	—
うち期初非デフォルトエクスポージャー	—	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	12,201	△ 2,010	10,190
うち期初非デフォルトエクスポージャー	2,177	△ 783	1,393
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	1,519	32	1,552
うち期初非デフォルトエクスポージャー	621	26	648
その他リテール向けエクスポージャー	12,133	△ 2,612	9,521
うち期初非デフォルトエクスポージャー	1,379	13	1,393
合計	154,528	△ 27,228	127,299
うち期初非デフォルトエクスポージャー	13,122	△ 363	12,759

*1. 損失の実績値は、直接償却額、債権売却損、部分直接償却額、個別貸倒引当金及びデフォルトした債権の一般貸倒引当金であります。この他、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーの損失額の実績値には、保証子会社であるちばぎん保証株式会社の求償債権に係る直接償却額、債権売却損及び個別貸倒引当金を含めております。

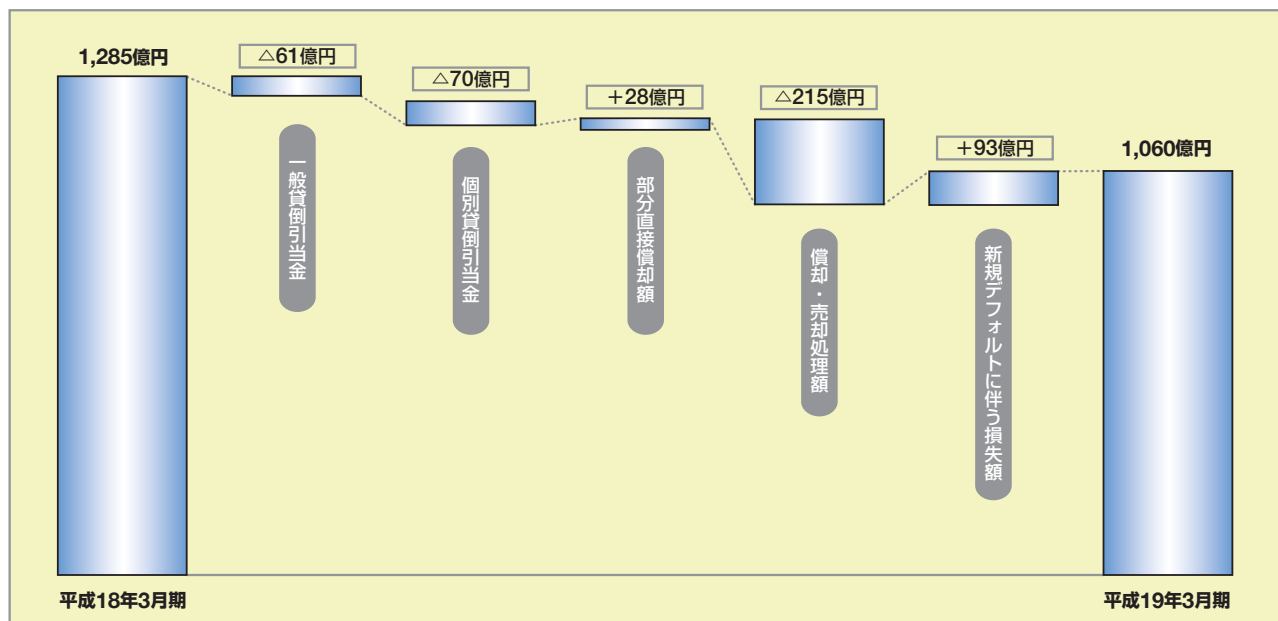
*2. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーの損失額の実績値には、価格変動リスクの実現のみによる売却損や償却は含めておりません。

B. 要因分析

事業法人向けエクスポージャーについては、不良債権の償却・売却処理損が大幅に減少した一方で、新規デフォルトに伴う損失額が前期並みに推移したことから、損失額の実績値は大幅に減少しております。

その他のエクスポージャーに係る損失額の実績値については、前期比概ね横這いで推移しております。

事業法人向けエクスポージャーの損失額の実績値



(9) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

(単位:百万円)

	平成19年3月期			＜参考＞平成20年3月期		
	推計値 (期初)	実績値比	実績値 (期末)	推計値 (期初)	実績値比	実績値 (期末)
事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く)	—	—	106,007	122,723	—	—
うち期初非デフォルトエクスポージャー	—	—	9,323	28,034	—	—
ソブリン向けエクスポージャー	—	—	—	148	—	—
うち期初非デフォルトエクスポージャー	—	—	—	148	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	—	27	279	—	—
うち期初非デフォルトエクスポージャー	—	—	—	203	—	—
PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー	—	—	—	80	—	—
うち期初非デフォルトエクスポージャー	—	—	—	80	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	—	—	10,190	15,358	—	—
うち期初非デフォルトエクスポージャー	—	—	1,393	7,114	—	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—	1,552	1,824	—	—
うち期初非デフォルトエクスポージャー	—	—	648	1,396	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	—	—	9,521	8,118	—	—
うち期初非デフォルトエクスポージャー	—	—	1,393	3,512	—	—
合計	—	—	127,299	148,532	—	—
うち期初非デフォルトエクスポージャー	—	—	12,759	40,488	—	—

※1. 平成18年3月期以前の損失額の推計値と実績値の対比及び平成19年3月期の損失額の推計値については、数値の適切性・正確性等が確保されないことから、記載を省略しております。

※2. 損失額の推計値は、「PD×LGD×EAD」により算出し、保守性を勘案しております。なお、当局設定値に基づいた数値(LGD=45%等)も推計値に含めております。

※3. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーの損失額の推計値と実績値には、価格変動リスクの実現のみによる売却損や償却は含めておりません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 標準的手法または基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、適格金融資産担保・適格資産担保が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成18年3月末			平成19年3月末		
	適格金融 資産担保	適格 資産担保	計	適格金融 資産担保	適格 資産担保	計
標準的手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—	—	—	—
基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—	323,325	1,095,154	1,418,479
事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く)	—	—	—	77,778	1,095,135	1,172,914
ソブリン向けエクスポージャー	—	—	—	67,096	—	67,096
金融機関等向けエクスポージャー	—	—	—	178,450	18	178,468
合 計	—	—	—	323,325	1,095,154	1,418,479

※適格金融資産担保による信用リスク削減手法の効果の勘案では、エクスポージャーまたは適格金融資産担保の価格変動リスクを勘案してエクスポージャーまたは適格金融資産担保の額を調整しています(調整する値をボラティリティ調整率といいます)。本項目は、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの上方調整額に相当する額を減額した額であります。

(2) 標準的手法または内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証・クレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成18年3月末			平成19年3月末		
	保証	クレジット・ デリバティブ	計	保証	クレジット・ デリバティブ	計
標準的手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—	—	—	—
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—	825,378	—	825,378
事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く)	—	—	—	11,130	—	11,130
ソブリン向けエクスポージャー	—	—	—	664,804	—	664,804
金融機関等向けエクスポージャー	—	—	—	4,133	—	4,133
居住用不動産向けエクスポージャー	—	—	—	16,380	—	16,380
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—	—	1,754	—	1,754
その他リテール向けエクスポージャー	—	—	—	127,175	—	127,175
合 計	—	—	—	825,378	—	825,378

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式

(2) 次に掲げる額

(単位:百万円)

		平成18年3月末	平成19年3月末
グロス再構築コストの額(0を下回らないものに限る)の合計額	(A)	—	13,723
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	(B)	—	43,704
金利関連取引		—	13,100
通貨関連取引		—	30,603
株式関連取引		—	—
債券関連取引		—	—
商品関連取引		—	—
(A)に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から(B)に掲げる額を差し引いた額	(C)	—	—
担保の額	(D)	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	(E)	—	43,704
金利関連取引		—	13,100
通貨関連取引		—	30,603
株式関連取引		—	—
債券関連取引		—	—
商品関連取引		—	—

※1. 「グロスのアドオン」とは、当該取引の想定元本額に自己資本比率告示第79条の2第3項第1号に掲げる掛目を乗じて得た額であります。

※2. 「担保の額」とは、信用リスク削減手法に用いた担保の額であります。現在、信用リスク削減手法に用いた担保は該当ありません。

(3) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入または提供の別に区分した額

クレジット・デリバティブは該当ありません。

(4) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

クレジット・デリバティブは該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 当行がオリジネーターである証券化エクスポージャー

A. 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額	—	34,243
貸付債権	—	34,243
合成型証券化取引に係る原資産の額	—	—
合計	—	34,243

B. 原資産を構成するエクスポージャーのうち、3ヶ月以上延滞エクスポージャーの額またはデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成18年3月期		平成19年3月期	
	損失額	損失額	損失額	損失額
原資産を構成するエクスポージャーのうち、3ヶ月以上延滞エクスポージャーの額 またはデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	894	3
貸付債権	—	—	894	3

※1. デフォルトしたエクスポージャーの額は、期初非デフォルトエクスポージャーのうち、期中にデフォルトとなったエクスポージャーの額であります。

※2. 損失額は、期末のデフォルトエクスポージャーに係る期待損失額を含めております。

C. 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
保有する証券化エクスポージャーの額	—	31,166
貸付債権	—	31,166

※保有する証券化エクスポージャーの額には、ABCP(千葉県版CLOで発行される証券化商品)の信用補完や流動性補完に係るオフ・バランスのエクスポージャー等を含めております。
また、自己資本から控除した証券化エクスポージャーは含めておりません(Fに記載しております)。

D. 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	平成18年3月末		平成19年3月末	
	所要自己資本の額	所要自己資本の額	所要自己資本の額	所要自己資本の額
20%以下	—	—	31,166	143
20%超50%以下	—	—	—	—
50%超100%以下	—	—	—	—
100%超250%以下	—	—	—	—
250%超650%以下	—	—	—	—
650%超1,250%以下	—	—	—	—
合計	—	—	31,166	143

E. 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

F. 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額	—	242
貸付債権	—	242

G. 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる額

(a) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

該当ありません。

(b) 当行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの合計額に対する所要自己資本の額

該当ありません。

(c) 当行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの合計額に対する所要自己資本の額

該当ありません。

H. 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略

(単位:百万円)

	平成19年3月期
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額	12,113
貸付債権	12,113

(概略)

第3回千葉県版CLO

クラス	格付	発行金額 (百万円)	通貨	裏付資産	劣後比率	発行年月	最終償還年月	クーポン タイプ
ClassA受益権	AAA	3,185	円	貸付債権	73.70%	平成18年8月	平成23年10月	変動
ClassB受益権	AAA	6,284	同上	同上	21.82%	同上	平成24年4月	同上
ClassC受益権	AA+	2,215	同上	同上	3.53%	同上	同上	同上
ClassD受益権	BBB	186	同上	同上	2.00%	同上	同上	同上
ClassE受益権	—	242	同上	同上	0.00%	同上	同上	—

I. 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額

該当ありません。

J. 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

(2) 当行が投資家である証券化エクスポージャー

A. 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
保有する証券化エクスポージャーの額	—	65,325
企業向け貸付債権・社債	—	4,014
住宅関連ローン(住宅、アパート、ホームエクイティ)	—	25,207
自動車ローン	—	358
クレジットカード・カードローン	—	21,424
消費性ローン	—	1,465
その他	—	12,855

B. 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	平成18年3月末		平成19年3月末	
	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額
20%以下	—	—	51,026	384
20%超50%以下	—	—	4,612	180
50%超100%以下	—	—	9,686	616
100%超250%以下	—	—	—	—
250%超650%以下	—	—	—	—
650%超1,250%以下	—	—	—	—
合計	—	—	65,325	1,181

C. 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額	—	—

D. 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

7. 銀行勘定における株式等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における株式等エクスポージャーに関する次の額

(単位:百万円)

	平成18年3月期	平成19年3月期
貸借対照表計上額	—	273,188
上場株式等エクスポージャー	—	260,021
上記以外	—	13,166
時価	—	273,188
売却及び償却に伴う損益額	—	4,961
売却損益	—	5,132
償却損(△)	—	170
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益	—	120,931
(参考)取得原価	—	141,253
(参考)貸借対照表計上額	—	262,185
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益	—	—
自己資本比率告示第18条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額(※1)	—	54,419
株式等エクスポージャーの額	—	273,212
自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャー(※2)	—	239,171
マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	—	4,289
マーケット・ベース方式の内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	—	—
PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	—	29,752

※1. その他有価証券(株式等エクスポージャーに限る)のうち貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額であります。

※2. 平成16年9月30日以前から保有する株式等エクスポージャー(既存保有の政策投資株式)であり、リスク・ウェイトについては100%が適用されます(経過措置)。

8. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
ルック・スルー方式	—	58,745
修正単純過半数方式	—	10,561
マンドート方式	—	—
簡易のみなし計算方式	—	42,277
合 計	—	111,585

- ※1. 「ルック・スルー方式」とは、自己資本比率告示第167条第1項に掲げる方式で、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げるものであります。
- ※2. 「修正単純過半数方式」とは、自己資本比率告示第167条第2項に掲げる方式で、当該エクスポージャーがすべて株式等エクスポージャーで構成されているものとみなし、300%または400%のリスク・ウェイトを適用するものであります。
- ※3. 「マンドート方式」とは、自己資本比率告示第167条第3項に掲げる方式で、当該エクスポージャーの運用基準(マンドート)に基づき、当該エクスポージャーの資産構成を保守的に仮定し、個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げるものであります。
- ※4. 「簡易のみなし計算方式」とは、自己資本比率告示第167条第5項に掲げる方式で、当該エクスポージャーに証券化商品(メザニン部分、劣後部分)や不良債権等の高リスク商品が含まれているか等を確認し、400%または1,250%のリスク・ウェイトを適用するものであります。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

銀行勘定における金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済的価値の増減額

(単位:百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
金利ショックに対する経済的価値の増減額		
<VaRベース:信頼区間99%、保有期間1年、観測期間1年>		
円貨	—	87,882
外貨	—	81,242
	—	16,329

- ※1. 銀行勘定の資産ないし負債の5%以上を占める外貨はありません。
- ※2. 円貨と外貨の合算にあたっては、相関を考慮しております。

株式会社 千葉銀行

〒260-8720 千葉市中央区千葉港1-2
TEL.043-245-1111 (代表)
<http://www.chibabank.co.jp/>
平成19年7月発行



この冊子はアメリカ大豆協会認定の大豆油インキを使用しています。



古紙配合率100%再生紙を使用しています